

平成 30 年 度

監 査 報 告 書

財 務 監 査 結 果 報 告

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

行 政 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員



地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

平成31年3月14日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	中	家	華	江
同	本	間		豊
同	田	野	井	一 雄
同	加	藤	広	人



# 目 次

第 1 監査の概要	1
はじめに	1
1 監査の対象	1
2 監査の方法及び監査実施期間	3
3 監査結果の概要	3
4 監査を振り返って	4
第 2 監査の結果等	6
1 財務監査	6
(1) 指定管理者制度事務	6
ア 制度の運用に係る事務	8
指摘事項 1-(1)-ア 制度の運用に係る事務	8
イ 施設の管理に係る事務	10
指摘事項 1-(1)-イ 施設の管理に係る事務	10
ウ 施設の利用に係る事務	11
指摘事項 1-(1)-ウ 施設の利用に係る事務	12
エ 現金、金券類及び物品の管理事務	14
指摘事項 1-(1)-エ 現金、金券類及び物品の管理事務	14
<b>意見 1-(1)</b> 指定管理者制度事務の適正な執行に向けた取組	17
(2) 補助金事務	18
ア 補助金の経理・出納に係る事務	20
指摘事項 1-(2)-ア 補助金の経理・出納に係る事務	20
イ 補助事業の執行に係る事務	28
指摘事項 1-(2)-イ 補助事業の効果検証	28
<b>意見 1-(2)</b> 補助金の適正執行及び効果的な補助事業執行に向けた取組	30
(3) 経理事務等	31
ア 物品購入、委託等に係る事務	31
指摘事項 1-(3)-ア-1 契約事務	32
指摘事項 1-(3)-ア-2 個人情報の取扱いに係る事務	34
指摘事項 1-(3)-ア-3 検査事務	34
指摘事項 1-(3)-ア-4 その他関係書類	36
指摘事項 1-(3)-ア-5 現金、金券類及び物品の管理事務	37
指摘事項 1-(3)-ア-6 その他	41
イ 支出事務（支払遅延）	42
<b>意見 1-(3)-1</b> 支払遅延の防止に向けた取組	44
ウ 経理事務の自己点検	45
指摘事項 1-(3)-ウ-1 区局本部の自己点検結果と監査結果の相違	46
指摘事項 1-(3)-ウ-2 自己点検で発見された課題の再発	46
エ 内部統制制度	49
<b>意見 1-(3)-2</b> 内部統制制度導入に向けた取組	50

(4) 工事	51
ア 工事の設計及び積算	52
指摘事項 1-(4)-ア-1 工事の設計	52
指摘事項 1-(4)-ア-2 工事費の積算	52
イ 工事監理	58
指摘事項 1-(4)-イ 工事監理	58
ウ 工事の安全管理	61
指摘事項 1-(4)-ウ 安全対策	61
エ 工事の変更等の契約手続	63
指摘事項 1-(4)-エ 設計変更手続	63
オ 設計、調査、施設の維持管理等委託	68
指摘事項 1-(4)-オ 設計、調査、施設の維持管理等委託	68
<b>意見 1-(4)</b> 変更等の契約手続の適正な執行に向けた取組	71
2 財政援助団体等監査	72
(1) 出資団体	72
ア 財務諸表等	74
指摘事項 2-(1)-ア-1 固定資産の計上	74
指摘事項 2-(1)-ア-2 賞与引当金の計上	74
イ その他	75
指摘事項 2-(1)-イ-1 現金の管理	75
指摘事項 2-(1)-イ-2 契約事務	75
<b>意見 2-1</b> 指定管理の目標に対する評価指標の設定	77
<b>意見 2-2</b> 仕様書等の内容の確認・精査	77
3 行政監査（職員の健康管理）	78
(1) 職員の健康管理に関する本市の計画等	79
ア 市長部局	79
イ 市長部局以外	81
ウ その他の計画	81
(2) 本市の状況	83
ア 実施主体	83
イ 定期健診	84
ウ 特定健診	87
エ その他の取組	89
(3) 課題	91
ア 受診結果報告書の提出率について	91
イ コラボヘルスについて	91
<b>意見 3</b> 職員の健康管理に向けた取組	92
巻末表（監査対象一覧等）	93

# 第1 監査の概要

## はじめに

本市は、人口減少・超高齢社会の進展に伴う諸課題などに直面している中で、平成30年10月に「横浜市中期4か年計画 2018～2021」を策定し、安全・安心な市民生活を守るため、限られた財源の中で、様々な施策、事業に取り組んでいる。

基礎自治体である本市においては、市民に身近な日常の事務事業を正確かつ確実に執行することで市民の期待・信頼に応え、市政を推進していくことが求められる。また、これに加え、経費節減や事業の見直しによる経済性、効率性及び有効性を確保していくことが大切である。

平成30年度の監査では、これらの視点を踏まえ、本市の事務事業について厳正に監査を行った。

## 1 監査の対象

### (1) 対象期間

財務監査、財政援助団体等監査及び行政監査について、主として平成29年4月1日から平成30年8月31日までに執行された事務・事業（工事を含む。）を対象として監査を行った。

### (2) 対象選定の考え方等

#### ア 財務監査

##### (7) 指定管理者制度事務

過去の監査において、公の施設の指定管理者による管理運営状況について確認を行ってきたが、不適正な事例が毎年散見される。

そこで、今回、指定管理者制度事務を重点項目として選定し、指定管理者の公募、選定から事業の確認、評価までの一連の事務について監査を行った。

対象区局は、施設の設置目的、指定管理開始年度、過去の監査の状況等を考慮して、保土ヶ谷区ほか2区5局を対象として監査を行った。

なお、監査の精度を高めるため、指定管理者に対しても、財政援助団体等監査として監査を行った。そのため、区局及び指定管理者に対する指摘等については、まとめて記載した。

##### (イ) 補助金事務

平成29年度の監査において、補助金事務を重点項目として監査を行った結果、交付要綱の不備など多くの不適正な事例が見受けられた。

そこで、平成30年度も引き続き、補助金事務を重点項目として選定し、

補助金交付の事務手続等について監査を行った。

対象局は、平成29年度の監査対象でなかった局を優先し、国際局ほか8局を対象として監査を行った。

なお、監査の精度を高めるため、交付先団体に対しても、財政援助団体等監査として監査を行った。そのため、局及び交付先団体に対する指摘等については、まとめて記載した。

#### (ウ) 経理事務等

過去に不適正な事例が繰り返されている、物品購入及び委託事務並びに支出事務を中心に監査を行った。

対象区局本部は、保土ヶ谷区ほか2区並びに温暖化対策統括本部、会計室、人事委員会事務局及び議会局を除く全ての局本部を対象として監査を行った。

#### (I) 工事

今回は、特に工事及び委託の変更等の契約手続に注目して監査を行った。

対象区局は、保土ヶ谷区ほか2区及び工事を担当する環境創造局ほか7局を対象として監査を行った。

### イ 財政援助団体等監査

#### (ア) 公の施設の指定管理者

アの(ア)の関連から、公の施設の指定管理者である社会福祉法人朋光会ほか6団体について監査を行った。

#### (イ) 財政援助団体

アの(イ)の関連から、補助金交付先団体である公益財団法人横浜企業経営支援財団ほか8団体について監査を行った。

#### (ウ) 出資団体

過年度の監査の実施状況等を考慮して、株式会社に移行した横浜港埠頭株式会社について監査を行った。なお、アの(ア)の観点から、横浜港埠頭株式会社が指定管理者となっている公の施設の管理運営状況についても監査を行った。

### ウ 行政監査

近年、従業員の健康づくりを人的資本に対する「投資」と捉える考え方が広まっている。本市においても、職員の健康づくりの支援、健康経営に取り組むため、市長部局等では職員の健康に関する計画を策定している。

そこで、今回、「職員の健康管理」を監査テーマとして選定し、健康管理に関する計画の進行状況等について、市長部局（総務局）、水道事業管理者（水

道局)、交通事業管理者(交通局)及び病院事業管理者(医療局病院経営本部)を対象として監査を行った。

## 2 監査の方法及び監査実施期間

監査に当たっては、区局本部及び財政援助団体等の事務、工事等が関係法令等に沿って適正に執行されているか、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により関係書類等を確認するとともに、関係職員へのヒアリングを行った。

また、監査委員による実地監査において、監査委員自らが事務の執行状況、内部統制制度導入に向けた取組状況などについて監査を行った。

<監査実施期間：平成30年8月31日から平成31年3月1日まで>

## 3 監査結果の概要

今回の監査における指摘事項<sup>※1</sup>の項目数及び意見<sup>※2</sup>の件数は、次のとおりである。

今回の監査における指摘事項の項目数及び意見の件数

監査の種別	財務監査				財政援助 団体等監査	行政監査	計
	指定管理者 制度事務 <sup>注</sup>	補助金 事務 <sup>注</sup>	経理事務等	工 事	出資団体	職員の 健康管理	
指摘事項	4項目	2項目	8項目	6項目	4項目	—	24項目
意 見	1件	1件	2件	1件	2件	1件	8件

注 財政援助団体等監査の対象となった団体に係る指摘事項等を含む。

### ※1 指摘事項

法令等に違反する事項又は不当な事項であり、改善が必要なもの、又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要なもの。なお、各指摘事項のうち、監査委員の定めた期間内に改善が行われたことが確認できたものについては、本文中に【改善済み】と記載した。

### ※2 意見

指摘事項等を踏まえて必要であると認めるもの又は組織及び運営の合理化に資するために付す監査委員の見解

## 4 監査を振り返って

今回の監査においても例年どおり過去に他部署で発生したものと同様の財務事務手続の事務処理ミスが散見された。「はじめに」でも記載したが、基礎自治体である本市においては、職員全員が、市民に身近な日々の業務を着実に執行することが求められる。

平成31年度以降、第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と本市が関わる大きなイベントが続く。職員一人ひとりが、日々の適切な業務の延長線上に、各事業の成功があることを、再度確認することが大切である。

また、平成32年度から都道府県及び指定都市において、長が内部統制に関する方針を定め必要な体制を整備するとともに、それを踏まえた監査基準を監査委員が公表することとなる。

現在、内部統制制度の対象として地方自治法上義務付けられているのは、財務に関する事務である。財務事務に関する事務処理ミスは、内部統制制度が理想的に機能すれば、執行機関自身で修正・是正されることが期待できる。そうなれば、いわゆる「内部統制に依拠した監査」が現実のものとなり、監査の経営資源を、リスクの高い事務事業や、PDCAサイクル等を通じた事業評価に優先的に割り当てることができる。

ちなみに、民間企業において、会社法や金融商品取引法を根拠に内部統制システムが導入されたのは、約10年前であった。その浸透度を見れば、地方自治体における内部統制制度も直ちに理想的に機能することは難しいかもしれない。しかし、だからこそ本市が内部統制制度を円滑に導入するためには、その前に試行を実施するなどの準備を行う必要があると考える。改正地方自治法施行まで残り1年であるが、内部統制を推進する部局、内部統制を評価する部局等の執行体制は、整っていない。

以上、直近に控えた大規模イベントの実施や、内部統制制度への対応を踏まえ、監査の総論として、内部統制制度の運用に向けた留意点等について言及する。今後の議論の参考に活用してほしい。

指摘事項に共通するミスの原因として、担当者及び責任職の法令、規程等に関する知識不足、責任職の確認不足等があげられる。これについては、これまでも再三指摘し、ミスを他人事とせず共有化し、防止するための効果的な研修の実施などを提言してきた。しかし、同じようなミスが繰り返されているのは、内部統制の一つである自己点検が十分に機能していないことが

原因と考えられる。そこで、自己点検が有効に機能するための改善すべき点について記載する。

## 1 業務・リスクの可視（客観）化

業務執行過程・リスクが可視化された業務フロー、マニュアル等の整備は、次に掲げる理由により不可欠である。特に財務事務のような定型業務については、既存の業務フローやマニュアルを活用するなど、迅速に整備を進めることが求められる。

- (1) 適正な業務経路から逸脱しやすいポイント（リスク）及びその対策、逸脱した時の回復ルート及び方策が把握しやすくなり、担当者だけでなく、責任職を含めた第三者による具体的なチェックが可能となるため
- (2) 人事異動等による職員の交代があった場合でも、一定の業務水準が維持できるように、短期に効率的に当該業務を習得するための引継ぎや研修資料として活用できるため
- (3) 当該業務に関する標準的な業務執行過程が可視化されることにより、ミスが発生した場合の業務執行の流れを客観的に追跡でき（過失を客観化する役割）、職員のメリットにもなるため

なお、注意すべき点としては、既に整備済みである業務フローとマニュアルも、そのまま引き継ぐのではなく、折に触れて根拠となる法令等に当たり、改正の有無などを確認し更新することが重要である。

## 2 職員の育成及び配置

今回の監査において、所管課の財務事務を担当する職員及び係長に、十分な財務事務の従事経験がない例が見受けられた。

内部統制は職員の日常の業務執行の中で行われるものであり、職員の役割は重要である。財務事務は客観的なルールや手続に依拠して執行され、一定の複雑さを伴うものでもあるが、それらに習熟したものが担当し、又はチェックを行えばミスを未然に防止できる分野でもある。

区局が連携しながら財務事務に精通した人材を計画的に養成するとともに必要な職場・ラインに適切に配置することを要望する。

## 第2 監査の結果等

### 1 財務監査

#### (1) 指定管理者制度事務

本市は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設された指定管理者制度の下、900を超える施設で指定管理者を指定している。これにより、民間事業者も含めた幅広い団体に公の施設の管理運営をゆだねている。

公の施設については、過去の監査において繰り返し指摘をしてきた不適正な事例が毎年散見されることから、指定管理者制度事務を重点項目に選定し監査を行った。

監査対象は、施設の設置目的、指定管理開始年度、過去の監査の状況等を考慮して選定した7施設の所管課及び指定管理者とした。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・指定管理者の公募及び選定手続が適正に行われているか。
- ・協定等に基づき適切な施設の管理運営が行われているか。
- ・目標達成状況の評価結果を反映して、施設の管理運営状況の向上につなげているか。

監査に当たっては、事前に基本協定書、事業報告書等の確認を行い、それを踏まえ、所管課での書類確認、ヒアリングを行った。また、指定管理施設を訪問し、関係書類の照合、現場確認、ヒアリングを行った。

さらに、監査委員による実地監査（平成30年12月18日実施）において、公益財団法人横浜市国際交流協会が管理運営する横浜市国際学生会館を視察し、指定管理者による施設の管理運営状況や自主事業の実績等について監査を行った。



横浜市国際学生会館を視察し、指定管理者による施設の管理運営状況等についてヒアリングを行う監査委員

表 1-(1)-1 監査対象一覧

施設名称	所管課 指定管理者	指定管理 開始年度	平成29年度 指定管理料
横浜市 川島地域ケアプラザ <sup>注</sup>	保土ヶ谷区福祉保健課 社会福祉法人朋光会	平成23年度	42,600千円
横浜市 十日市場地域ケアプラザ <sup>注</sup>	緑区福祉保健課 社会福祉法人神奈川県匡済会	平成18年度	45,057千円
横浜市 上矢部地域ケアプラザ <sup>注</sup>	戸塚区福祉保健課 社会福祉法人であいの会	平成18年度	51,489千円
横浜人形の家	文化観光局観光振興課 丹青社・東急コミュニティ共同事業体	平成28年度	29,784千円
障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘	健康福祉局障害福祉課 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	平成18年度	164,976千円
横浜港シンボルタワー	港湾局賑わい振興課 商船三井興産株式会社	平成18年度	24,642千円
横浜市国際学生会館	教育委員会事務局国際教育課 公益財団法人横浜市国際交流協会	平成18年度	91,408千円

注 地域ケアプラザについては、制度所管課である健康福祉局地域支援課に対しても監査を行った。

表 1-(1)-2 事業内容一覧

施設名称	事業内容
横浜市 川島地域ケアプラザ	○地域包括支援センター：福祉・保健の専門員による無料相談・訪問相談
横浜市 十日市場地域ケアプラザ	○地域活動交流、生活支援及び介護予防：体操教室や食事会、健康講座などの開催を通じた地域づくり。福祉・保健の活動や交流の場として、多目的ホール等の貸出。ボランティア活動の相談
横浜市 上矢部地域ケアプラザ	○福祉・保健サービス <sup>注</sup> ：高齢者デイサービス、障害者を支援するサービスなど、地域のニーズにあった様々な福祉・保健サービスの提供（健康福祉局ウェブサイト「地域ケアプラザ紹介」より一部抜粋）
横浜人形の家	○人形専門の展示施設として所蔵する人形の保存、展示 ○人形劇の企画及び支援 ○あかいくつ劇場・多目的室の貸出
障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘	○障害者とその家族・団体及び健常者の親睦、障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るための宿泊サービスの提供 ○研修、レクリエーション等の実施（障害者研修保養センター横浜あゆみ荘パンフレットより一部抜粋）
横浜港シンボルタワー	○市民の憩いの場の提供、休憩所の運営等 ○シンボルタワー祭り等イベントの開催（横浜港シンボルタワーウェブサイト「タワー概要」より一部抜粋）
横浜市国際学生会館	○横浜市内の大学等に通う留学生等に対する宿泊施設の提供 ○市民の国際理解の増進を目的とした国際交流事業の実施（横浜市国際学生会館ウェブサイト「施設概要」より一部抜粋）

注 3施設のうち、川島地域ケアプラザは通所系サービス事業を実施していない。

## ア 制度の運用に係る事務

指定管理者制度の運用に当たっては、条例において、指定の手続、管理の基準、業務の範囲等を定め、公募要項等においてはこれらの項目に加え、公募の資格要件、選定基準等を示している。協定においては施設管理・運営の目標、個人情報の保護、指定管理料の取扱い等を定めている。

制度の運用に係る事務については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(1)-ア 制度の運用に係る事務

制度の運用に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

#### (ア) 公募、協定等

- a 上矢部地域ケアプラザは3施設の複合施設であり、保守点検等の経費は、平成14年に3施設の所管課が取り交わした覚書で定めた割合により各施設が負担している。しかしながら、覚書の保守点検等の負担割合は、3施設で共有している設備の複数項目について、他の施設分を地域ケアプラザが負担する比率となっていた。

<上矢部地域ケアプラザ> (戸塚区福祉保健課)

表 1-(1)-3 保守点検等負担割合 一例

項目	経費負担割合 (%)		
	施設A	ケアプラザ	施設B
自動ドア保守 (共通玄関)	51	49 <sup>注</sup>	0

注 ケアプラザの49%には施設B相当分が含まれていた。

- b 横浜人形の家条例及び公募要項で「調査研究」が実施業務として定められているが、事業計画書には記載がなく、実施されていなかった。

<横浜人形の家> (文化観光局観光振興課) 【改善済み】

#### (イ) 事業計画・事業報告

- a 事業計画書、事業報告書等の管理運営に関する情報について、ウェブページに掲載すべきところ、事業計画書については平成22年度以降、事業報告書については平成27年度以降掲載されていなかった。

＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞（健康福祉局障害福祉課）【改善済み】

- b 収支報告書に記載された駐車場管理費、一般管理費等経費について、積算根拠が不明確であった。

＜横浜港シンボルタワー＞（港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社）【改善済み】

- c 業務仕様書の中で、指定管理者による小破修繕の対象項目が記載されているが、収支報告書において、小破修繕の対象に該当しない植栽費を修繕費として計上していた。

＜横浜港シンボルタワー＞（港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社）【改善済み】

(ウ) その他

- a 協定において定められている、業務従事者名簿等の提出物の提出等がなされていなかった。

＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞（健康福祉局障害福祉課、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）、＜横浜港シンボルタワー＞（港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社）、＜国際学生会館＞（教育委員会事務局国際教育課、公益財団法人横浜市国際交流協会）【改善済み】

- b 指定管理者が個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項に基づき、指定管理者から個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けるべきところ、これらを受領していなかった。

＜横浜人形の家＞（文化観光局観光振興課、丹青社・東急コミュニティー共同事業体）、＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞（健康福祉局障害福祉課、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）、＜横浜港シンボルタワー＞（港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社）、＜国際学生会館＞（教育委員会事務局国際教育課、公益財団法人横浜市国際交流協会）【改善済み】

【対象所属及び団体が行った改善内容】

文化観光局、健康福祉局、港湾局、教育委員会事務局、丹青社・東急コミュニティー共同事業体、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会、商船三井興産株式会社及び公益財団法人横浜市国際交流協会は、指摘事項への是正対応を行い、

指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局・団体内で周知するとともに、翌年度に局・団体内に異動してくる者への周知計画を立てた。

## イ 施設の管理に係る事務

施設の保守点検及び維持管理については、必要な項目、頻度等を本市が公募要項及び協定に規定し、それを基に、指定管理者が確実に実施することとされている。

また、協定等で定める公の施設の管理・運営の範囲に属さない施設の使用については、原則として行政財産の目的外使用許可が必要であり、本市が許可を行うこととされている。

施設の管理に係る事務については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(1)-イ 施設の管理に係る事務

施設の管理に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

#### (ア) 保守点検・維持管理

- a 施設の点検について、その条件等を公募要項及び協定で規定すべきところ、規定されていなかった。

<国際学生会館> (教育委員会事務局国際教育課) 【改善済み】

- b 施設の保守点検及び維持管理について、協定等で規定された内容の一部項目が未実施又は定められた回数を実施していなかった。

<川島地域ケアプラザ> (保土ヶ谷区福祉保健課、社会福祉法人朋光会)、

<横浜人形の家> (文化観光局観光振興課、丹青社・東急コミュニティー共同事業体)、

<障害者研修保養センター横浜あゆみ荘> (健康福祉局障害福祉課、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会)、

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社) 【改善済み】

## (イ) 目的外使用許可

a 行政財産の目的外使用については、本市が施設の利用前に許可を行うべきところ、指定管理者に許可書を交付させ、本市が事後に許可手続を行っていた。

<十日市場地域ケアプラザ> (緑区福祉保健課) 【改善済み】

b 行政財産の目的外使用又は貸付けについては、本市が手続を行い、使用料等を徴収すべきところ、看板等について手続及び使用料等の徴収を行っていなかった。

<横浜人形の家> (文化観光局観光振興課)

c 行政財産の目的外使用については、許可された区域内で使用すべきところ、区域を超えた使用を行っていた。

<横浜人形の家> (丹青社・東急コミュニティー共同事業体) 【改善済み】

d 行政財産の目的外使用許可を受けた者は、使用を許可された物件を他の者に転貸してはならないとされている。しかしながら、指定管理者は使用許可を受けた物件について、他の者に転貸を行っていた。

<横浜人形の家> (丹青社・東急コミュニティー共同事業体)

## 【対象所属及び団体が行った改善内容】

保土ヶ谷区、緑区、文化観光局 ((イ)bを除く。)、健康福祉局、港湾局、教育委員会事務局、社会福祉法人朋光会、丹青社・東急コミュニティー共同事業体 ((イ)dを除く。)、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会及び商船三井興産株式会社は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を区局・団体内で周知するとともに、翌年度に区局・団体内に異動してくる者への周知計画を立てた。

## ウ 施設の利用に係る事務

施設の利用については、条例、規則、協定等の規程に基づき、指定管理者が利用許可、利用料金の徴収を行う。

施設の利用に係る事務については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(1)-ウ 施設の利用に係る事務

施設の利用に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

#### (ア) 申請・許可

- a 一部の団体が港湾施設を使用して催事等を行った後、催事で使用した備品が放置されていたが、本市及び指定管理者は監督・指導を行っていなかった。

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社)

【改善済み】

- b 公の施設内に市民等が工作物を設置する場合、事前に指定管理者の許可が必要であるが、許可なしに設置されていた。

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社)

【改善済み】

- c 公の施設内に設置者不明の工作物があるが、原状回復がなされず、当該工作物が設置されたままとなっていた。

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社)

- d 地域ケアプラザでは、ボランティア団体用としてロッカー等を設置しているが、用途、期間等の運用方法を定めていなかったため、一部の利用者限定した使用をさせていた。

<十日市場地域ケアプラザ> (緑区福祉保健課、健康福祉局地域支援課)

【改善済み】

#### (イ) 利用料金等

- a 横浜人形の家条例及び協定によれば、利用料金は本市の承認を受けて定め、周知を行うべきところ、条例に定める特別利用料金については周知を行っていなかった。

<横浜人形の家> (文化観光局観光振興課、丹青社・東急コミュニティー共同事業体) 【改善済み】

- b 横浜人形の家駐車場について、特定の者に対し、一般に周知していない利用料金で施設を利用させているものがあつた。

<横浜人形の家> (文化観光局観光振興課)

- c 公の施設の利用料金に関する事項は、条例で定めるべきところ、条例に

定めのない利用料金を徴収していた。

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課) 【改善済み】

d 団体に港湾施設を利用する際、団体名での利用申請を受けるべきところ、個人名で申請を受けていた。

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社) 【改善済み】

e 港湾施設の利用の一部について、明確な減免事由でないにもかかわらず、利用料金の全額免除を行っていた。

<横浜港シンボルタワー> (港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社)

f 国際学生会館の居室使用料については、本市が指定管理者に対して使用料の収納事務委託を行っている。そのため、本市は歳入の調定や納入の通知等を行い、指定管理者は納入義務者からの使用料の収納や本市への納付等を行う必要がある。しかしながら、使用料の収納事務委託・債権管理について、次のような事例が見受けられた。

表 1-(1)-4 指摘事項の事例

状況	所管課等
歳入の調定を行うため、所管課は納入すべき金額、納入義務者等を把握する必要があるにもかかわらず、これらの情報を把握していなかった。	<国際学生会館> 教育委員会事務局 国際教育課【改善済み】
調定は、納入義務者への通知又は収納の前に行うべきところ、各月に納付された金額で、その翌月に調定を行っていた。	
納入義務者に対して、納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知するため、納入通知書を発行すべきところ、発行していなかった。	
納期が一定である収入の会計年度の所属については、納期の末日の属する年度により決定する必要がある。しかしながら、3月末を納期限としているものについて、次年度の収入としていた。	
指定管理者が収納した公金は直ちに本市へ納付させるべきところ、各月分を月ごとにまとめて納付させていた。	
収納事務を委託した際、受託者が行う業務内容について定めた仕様書等を作成していなかった。	
領収書には連続した記号番号等を付し、発行順で管理すべきところ、発行順で管理させていなかった。	
領収書は、原本を納入に交付し、受託者及び本市がそれぞれ写しを保管できるよう、3枚複写又は3券片のものを使用すべきところ、本市保管分については領収書の形式になっていなかった。	
使用料の返還は、本市が歳入金から払戻しを行うべきところ、指定管理者が本市へ納付する前の収納金で払戻しを行うことを認めていた。	
国際学生会館条例施行規則によれば、本市が使用料の返還を行う際は、返還を受けようとする者から使用料返還申請書の提出を受けべきところ、提出を受けていなかった。	
支払の督促等は本市が行うべきところ、行っていなかった。	

**【対象所属及び団体が行った改善内容】**

緑区、文化観光局（(イ) bを除く。）、健康福祉局、港湾局（(ア) c、(イ) eを除く。）、教育委員会事務局、丹青社・東急コミュニティー共同事業体及び商船三井興産株式会社（(ア) c、(イ) eを除く。）は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を区局・団体内で周知するとともに、翌年度に区局・団体内に異動してくる者への周知計画を立てた。

**エ 現金、金券類及び物品の管理事務**

現金、金券類の管理については、指定管理者が定めた規程に基づき、施設ごとに小口現金や徴収した使用料などを保有し管理を行っている。

施設には、本市所有の備品及び指定管理者所有の備品があり、基本協定により、指定管理者はこれらを区分して管理を行うこととなっている。

現金、金券類及び物品の管理に係る事務については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

**指摘事項 1-(1)-エ 現金、金券類及び物品の管理事務**

現金、金券類及び物品の管理事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

**(ア) 現金、金券類の管理**

収納事務委託により収納した使用料の領収書には、収納事務受託者の代表者氏名を記載すべきところ、記載していなかった。

<川島地域ケアプラザ>（社会福祉法人朋光会）【改善済み】

**(イ) 物品の管理**

a 本市が所有し指定管理者が管理している備品について、年1回以上、物品管理簿と現物の突合を行い、管理状況の確認をすべきところ、実施していなかった。

<川島地域ケアプラザ>（保土ヶ谷区福祉保健課）、<十日市場地域ケアプラザ>（緑区福祉保健課）、<上矢部地域ケアプラザ>（戸塚区福祉保健

課)、＜横浜人形の家＞(文化観光局観光振興課)、＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞(健康福祉局障害福祉課)、＜横浜港シンボルタワー＞(港湾局賑わい振興課)、＜国際学生会館＞(教育委員会事務局国際教育課)【改善済み】

- b 本市が所有し指定管理者が管理している備品を廃棄する場合、協定に定められた協議等を行うべきところ、行われていなかった。

＜上矢部地域ケアプラザ＞(戸塚区福祉保健課、社会福祉法人であいの会)、  
＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞(健康福祉局障害福祉課、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会)【改善済み】

- c 本市の備品を廃棄する際に、本市は物品返納等処理票で廃棄手続を行うべきところ、行っていないかった。

＜十日市場地域ケアプラザ＞(緑区福祉保健課)【改善済み】

- d 本市及び指定管理者が備えている物品管理簿について、次のような事例が見受けられた。

表 1-(1)-5 指摘事項の事例

状況	所管課等
本市が所有し指定管理者が管理している備品について、物品管理簿に記載して管理すべきところ、記載していなかった。	＜上矢部地域ケアプラザ＞戸塚区福祉保健課、＜横浜人形の家＞文化観光局観光振興課、丹青社・東急コミュニティ共同事業体、＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞健康福祉局障害福祉課、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会、＜国際学生会館＞教育委員会事務局国際教育課【改善済み】
本市が所有し指定管理者が管理している備品について、物品管理簿を備え、その保管に係る物品を整理すべきところ、本市は物品管理簿を備えていなかった。	＜障害者研修保養センター横浜あゆみ荘＞健康福祉局障害福祉課【改善済み】
物品で取得価格のない場合は、類似する物品の価格を標準として推定した価格をもって物品管理簿に記載することとされているが、重要物品に相当する備品の金額が0円になっているものがあつた。	＜横浜人形の家＞文化観光局観光振興課【改善済み】
本市の備品を管理するための物品管理簿に、所管課は指定管理者の備品を混同して記載していた。	＜十日市場地域ケアプラザ＞緑区福祉保健課【改善済み】
指定管理者が所有している備品について、指定管理者の物品管理簿に記載していなかった。	＜上矢部地域ケアプラザ＞社会福祉法人であいの会【改善済み】
本市が所有し指定管理者が管理している備品の廃棄について、所管課及び指定管理者の物品管理簿に廃棄の記載を行っていないかった。	＜上矢部地域ケアプラザ＞戸塚区福祉保健課、社会福祉法人であいの会【改善済み】

**【対象所属及び団体が行った改善内容】**

保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、文化観光局、健康福祉局、港湾局、教育委員会事務局、社会福祉法人朋光会、社会福祉法人であいの会、丹青社・東急コミュニティー共同事業体及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を区局・団体内で周知するとともに、翌年度に区局・団体内に異動してくる者への周知計画を立てた。

指摘事項等を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

#### 意見 1-(1) 指定管理者制度事務の適正な執行に向けた取組

今回の監査では、公の施設の公正・公平な管理運営と、指定管理者制度の狙いである民間活力とノウハウを生かした効率的な管理運営とにバランスを欠く面が見受けられた。

その原因は、施設の設置者である本市と指定管理者との管理区分や責任の範囲が不明確であること、特定の事業者が長期にわたって指定管理業務を行った結果、本市の点検・確認が漫然と行われ、必要に応じた指定管理者への指導・監督が欠如していたことなどがあげられる。その上、事業評価の曖昧さも不適正な施設管理につながっている。

公の施設には、会議室の利用のように一時使用を主たる目的とするものから、福祉サービスの提供や診療を目的とするものまで様々なものがある。利用調整を専らとする前者の施設と、個人情報を基に個別・長期的に特定の市民に関わる後者の施設では、本市の関与の度合いや方法に差が出て当然である。

そこで、次の点について全体にわたり改めて根本的な議論をするよう要望する。

- (1) 当該施設は、指定管理者制度の活用に適した施設であるか。
- (2) 仮に適したものである場合でも、制度を活用するメリットや団体の実績を適切に評価できる指定管理者の選定手続となっているか。
- (3) 指定管理期間は、そのメリットを生かして、効果を発揮するのに必要な期間となっているか。
- (4) 事業報告書等の内容の精査や実施調査などの本市の関与の時期・方法が、当該施設の設置目的と指定管理者に期待するメリットに照らして適切であるか。
- (5) 事業報告書等の評価を本市が適切に行い、必要な改善を促すためには、どのような事業評価指標を事前に設定し、指定管理者と共有すべきなのか。

## (2) 補助金事務

本市は、公益性の高い事業や活動を奨励又は育成するための支援として、約1,000の補助金を交付しているが、適正な補助金事務の執行は、これらの目的を達成する上での基礎となるものである。

平成29年度に実施した補助金事務の監査において、交付要綱の不備など多くの不適正な事例が見受けられたことから、平成30年度も引き続き、補助金事務を重点項目に選定し監査を行った。

監査対象局は、平成29年度の監査対象でなかった局を優先し、9局を選定した。

監査対象補助金は、9局が所管する補助金のうち平成29年度の交付額が一定規模（1団体当たり100万円）以上で、かつ効果検証の観点から3年以上継続して交付している補助金の中から選定した。選定に当たり、比較検討の観点から、同一団体に複数局から交付している補助金及び交付先が複数団体の補助金を優先し、その他補助事業の内容、中期4か年計画の指標等も勘案して8補助金を選定した。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・ 交付要綱の内容は適正か。また、交付の事務手続が適正に行われ、所管課における履行確認が十分に行われているか。
- ・ 交付先団体の経理事務や補助事業の執行は適切に行われているか。
- ・ 補助事業の効果検証が有効に行われているか。

監査に当たっては、事前に交付申請書、実績報告書等の確認を行い、それを踏まえ、所管課での書類確認、ヒアリングを行った。また、交付先団体では補助事業に係る経理や実績関係の書類、団体の規程等を確認し、ヒアリングを行った。

さらに、監査委員による実地監査（平成30年12月12日実施）において、舞岡ふるさと村虹の家を視察し、横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金に係る補助事業の執行状況や、所管課における効果検証の取組等について監査を行った。



舞岡ふるさと村虹の家を視察し、横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業の執行状況等についてヒアリングを行う監査委員

表1-(2)-1 監査対象一覧

補助金名称	補助開始年度 <sup>注1</sup>	平成29年度 交付額	所管課	監査対象の 交付先団体
(公財)横浜企業経営支援財団補助金 <sup>注2</sup>	平成9年度	50,527千円	国際局国際連携課 経済局国際ビジネス課、経営・創業支援課	公益財団法人横浜企業経営支援財団
スポーツ振興事業の活動補助金	平成18年度	2,800千円	市民局 スポーツ振興課	横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会、一般社団法人全日本ジュニア体操クラブ連盟
地域再生まちづくり事業 (初黄・日ノ出町地区) 補助金	平成21年度	55,134千円	文化観光局 創造都市推進課	特定非営利活動法人 黄金町エリアマネジメントセンター
初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金	平成21年度	8,000千円	都市整備局 都心再生課	
多機能型拠点運営費補助金	平成24年度	180,464千円	健康福祉局 障害支援課	社会福祉法人 訪問の家 <sup>注3</sup>
横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金	平成12年度	157,785千円	医療局 医療政策課	公益社団法人 横浜市病院協会
横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金	平成26年度	33,919千円	環境創造局 北部農政事務所、 南部農政事務所、 農政推進課	寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会、 舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会
横浜市学校保健会補助金	平成13年度	10,587千円	教育委員会事務局 健康教育課	横浜市学校保健会

注1 各補助金交付要綱の施行年度

注2 補助対象事業のうち、上海事務所運営費及び上海事務所事業を監査対象とした。

注3 補助金交付先の3団体のうち、記載の団体を監査対象とした。

表1-(2)-2 補助目的一覧

補助金名称	補助目的
(公財)横浜企業経営支援財団補助金	本市の経済発展に寄与する。
スポーツ振興事業の活動補助金	スポーツ・レクリエーション等の普及・振興を図る。
地域再生まちづくり事業(初黄・日ノ出町地区)補助金	文化芸術による安全・安心のまちづくりを進める。
初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金	
多機能型拠点運営費補助金	医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域生活を支援する。
横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金	学校運営の安定化を図り、市内医療機関に看護師等を安定的に供給する。
横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金	横浜ふるさと村の自然環境の保全と農業振興を図る。
横浜市学校保健会補助金	学校保健の向上に資する。

## ア 補助金の経理・出納に係る事務

補助金の経理・出納に係る事務については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(2)-ア 補助金の経理・出納に係る事務

補助金の経理・出納に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

#### (ア) 交付要綱等

- a 補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項について、本市の補助金規則に沿った要綱となっていなかった。

＜横浜市学校保健会補助金＞（教育委員会事務局健康教育課）【改善済み】

- b 要綱において、補助対象経費ごとに申請、決定等の事務手続を定めているが、一部の補助対象経費（生活介護支援事業）について、事務手続が定められていなかった。

＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）

- c 要綱で定める交付先団体の要件について、それに含まれる範囲が明確でなかった。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）

- d 要綱で定める補助対象経費について、それに含まれる範囲が明確でなかった。

＜(公財)横浜企業経営支援財団補助金＞（国際局国際連携課）、＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）、＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）、＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞（環境創造局農政推進課）、＜初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金＞（都市整備局都心再生課）、＜横浜市学校保健会補助金＞（教育委員会事務局健康教育課）【国際局、環境創造局、都市整備局及び教育委員会事務局は改善済み】

- e 要綱で定める補助対象経費について、算出に当たっての積算根拠が明確でなかった。

＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）、＜横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金＞（医療局医療政策課）、＜初黄・日ノ出町

地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金> (都市整備局都心再生課) 【医療局及び都市整備局は改善済み】

f 補助事業と受託事業との共通経費 (人件費、印刷製本費等) の案分に当たり、基準が明確でなかった。

<横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金> (舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会) 【改善済み】

(イ) 交付申請

a 交付申請書に添付すべき書類のうち、次の書類が添付されていなかった。

・収支予算書

<横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金> (医療局医療政策課、公益社団法人横浜市病院協会)、<初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金> (都市整備局都心再生課、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター) 【改善済み】

・教職員名簿

<横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金> (医療局医療政策課、公益社団法人横浜市病院協会) 【改善済み】

b 交付申請書に添付された職員名簿において、補助対象者が明示されていなかった。

<多機能型拠点運営費補助金> (健康福祉局障害支援課、社会福祉法人訪問の家)

c 資金計画書において、収入欄を設けておらず、収入額が記載されていなかった。

<初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金> (都市整備局都心再生課、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター) 【改善済み】

(ウ) 交付決定

a 支払義務の確定していない\* 1件 500万円以上の補助金の交付決定は副市長決裁とすべきところ、部長決裁としていた。

\* 支払義務の確定していない (補助金)  
要綱等で相手方又は交付対象者の要件、交付金額が定められていないもの

＜横浜市学校保健会補助金＞（教育委員会事務局健康教育課）【改善済み】

- b 要綱において、補助金を前払できる要件は、補助事業の収支計画、事前の資金措置がなければ当該補助事業の執行に著しく支障を生じると認められる場合とされている。しかしながら、全日本ジュニア体操競技選手権大会の資金計画において、要件に合致するとは認められない状況であったにもかかわらず前払していた。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）【改善済み】

- c 補助事業の事業費（実行額）で補助金の額が確定するものなど、あらかじめ額が確定していない補助金を前払する場合は精算を要する概算払とすべきところ、精算を要しない前金払としていた。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）、＜地域再生まちづくり事業（初黄・日ノ出町地区）補助金＞（文化観光局創造都市推進課）、＜横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金＞（医療局医療政策課）、＜初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金＞（都市整備局都心再生課）【改善済み】

- d 前金払又は概算払をするに当たり、次のような事例が見受けられた。
- ・相手方が必要とする事情及び本市がこれを認める事由を具体的に執行伺に記載すべきところ、記載されていなかった。

＜（公財）横浜企業経営支援財団補助金＞（経済局経営・創業支援課）【改善済み】

- ・分割払としない場合はその理由を具体的に執行伺に記載すべきところ、記載されていなかった。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）【改善済み】

- e 前金払又は概算払において分割払をするに当たり、次のような事例が見受けられた。

- ・支払時期、支払回数及びその金額を執行伺に記載すべきところ、記載されていなかった。

＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）、＜横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金＞（医療局医療政策課）【改善済み】

- ・毎月払としない場合はその理由を具体的に執行伺に記載すべきところ、記載されていなかった。

＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞（環境創造局北部農

政事務所、南部農政事務所)、＜初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金＞(都市整備局都心再生課)【改善済み】

(エ) 履行確認・交付額の確定

a 実績報告

- (a) 要綱において、交付先団体は、補助対象事業等の内容を変更するときには事業内容変更届を提出することとされている(軽微な変更は除く)。しかしながら、計画に対して補助対象経費の種類が変更されるなど、軽微とは言えない変更があったにもかかわらず、変更届が提出されていなかった。

＜初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金＞(都市整備局都心再生課、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター)【改善済み】

- (b) 実績報告の際に、1件 10万円以上の支払に係る領収書等を提出すべきところ、次のような事例が見受けられた。

- ・提出されていなかった。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞(市民局スポーツ振興課、横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会)、＜横浜市学校保健会補助金＞(教育委員会事務局健康教育課、横浜市学校保健会)【改善済み】

- ・所管課は、省略のために必要な財務又は会計に関する定期的な監査等を行っていないにもかかわらず、提出を省略させていた。

＜多機能型拠点運営費補助金＞(健康福祉局障害支援課)

- (c) 交付先団体は、1件の契約が100万円以上になると見込まれる場合、2者以上の市内事業者から見積書を徴収すべきところ、次のような事例が見受けられた。

- ・徴収を行っていなかった。

＜地域再生まちづくり事業(初黄・日ノ出町地区)補助金＞(特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター)【改善済み】

- ・徴収を行っていたが、提出されていなかった。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞(市民局スポーツ振興課、横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会)、＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞(環境創造局南部農政事務所、舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会)【改善済み】

(d) 実績報告時に財産目録を記載した書類を提出すべきところ、提出されていなかった。

＜横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金＞（医療局医療政策課、公益社団法人横浜市病院協会）【改善済み】

(e) 収支決算書において、収入欄を設けておらず、収入額が記載されていなかった。

＜初黄・日ノ出町地区における地域再生まちづくり事業に関する補助金＞（都市整備局都心再生課、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター）【改善済み】

b 交付先団体の支払根拠資料

(a) 旅費は現金による手渡しで支給しているが、領収書の提出を受けていないため、受領の実態が客観的に確認できなかった。

＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞（寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会）【改善済み】

(b) 交付先団体である横浜市学校保健会には、部会・支部が置かれている。部会・支部には団体から事業費が支給され、各部会・支部は事業費の執行に伴い、その根拠資料（領収書等）を団体に提出する。団体に提出された根拠資料において、次のようなものが見受けられた。

- ・宛名や日付の記載がない領収書、内容が明らかでない領収書
- ・旅費交通費の経路の記載がなく、金額の適正性が確認できないもの、また、明示された金額の合計と経費計上額が一致しないもの
- ・大会参加費の立替払について、立て替えた本人への支払を証する書類（受領証明）はあるが、本人が参加費を支払ったことを証する書類（支払証明）がないもの

＜横浜市学校保健会補助金＞（横浜市学校保健会）【改善済み】

(c) 領収書において、宛名が記載されていなかった。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会）【改善済み】

(d) 交付先団体が負担する家賃等の一部経費について、負担額の積算に合理性がなかった。

＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会）【改善済み】

## c 交付先団体の事務手続

- (a) 固定給の職員について、賃金台帳に労働時間数を記入すべきところ、記入されていなかった。

＜地域再生まちづくり事業（初黄・日ノ出町地区）補助金＞（特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター）【改善済み】

- (b) 非常勤職員の賃金改定の際に、就業規則の改定をせず、また届出も行われていなかった。

＜地域再生まちづくり事業（初黄・日ノ出町地区）補助金＞（特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター）【改善済み】

- (c) 交付先団体の就業要綱において、期末手当の支給は会長が別に定めるとされているが、定めなしで支給されていた。

＜横浜市学校保健会補助金＞（横浜市学校保健会）【改善済み】

- (d) 交付先団体の給与規則において、通勤手当の支給を受けるときは通勤届を提出し認定を受ける（届出事項に異動が生じたときも同様）とされているが、次のような事例が見受けられた。

- ・認定を受けていなかった。
- ・届出事項の異動（料金改定）があったものの、届が提出されていなかった。

＜横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金＞（公益社団法人横浜市病院協会）【改善済み】

- (e) アルバイトの雇用に当たり、平成29年度は雇入通知書を交付していなかった。また、平成30年度に交付した雇入通知書において、所定外労働及び休日労働はなしとされていたが、いずれも行われていた。

＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞（寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会）【改善済み】

- (f) 交付先団体から支給された部会・支部の事業費について、精算の結果残額が生じた場合は団体に返還することとされているが、残額が生じないよう、年度末に物品等を一括購入している支部があった。

＜横浜市学校保健会補助金＞（横浜市学校保健会）【改善済み】

- (g) 交付先団体は、各区スポーツ推進委員連絡協議会に対して、大会への協力に伴い、交通費相当として日当を人数に応じて支給し、事務経費として駐車場代を全区一律で支給していた。しかしながら、事務経費は車利用時に発生するものであることから、一律に支給すべきものではなか

った。

<スポーツ振興事業の活動補助金> (横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会) 【改善済み】

(h) 報酬・謝金の源泉徴収について、次のような事例が見受けられた。

・源泉徴収を行っていなかった。

<スポーツ振興事業の活動補助金> (横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会) 【改善済み】

・源泉徴収額が誤っていた。

<スポーツ振興事業の活動補助金> (横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会)、<地域再生まちづくり事業(初黄・日ノ出町地区)補助金> (特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター)、<横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金> (舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会) 【改善済み】

(i) 交付先団体から支給された事業費で部会・支部が購入した郵券等の管理状況について、団体は把握しておらず、事業費の適正執行に対するチェックが十分でなかった。

<横浜市学校保健会補助金> (横浜市学校保健会) 【改善済み】

#### d 補助対象経費

(a) 前年度又は翌年度の補助対象とすべき次のような経費が計上されていた。

・前年度の補助対象経費のうち、交付先団体の計上漏れにより当該年度に計上された経費

<(公財)横浜企業経営支援財団補助金> (国際局国際連携課、公益財団法人横浜企業経営支援財団) 【改善済み】

・契約期間が年度途中から1年間のリース契約の支払のうち、翌年度分の経費

<横浜市学校保健会補助金> (教育委員会事務局健康教育課、横浜市学校保健会) 【改善済み】

(b) 海外駐在員の宿舎について、政令<sup>※</sup>に基づき、宿舎借上料のうち9.4%

※ 政令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令(昭和49年政令第179号)

を本人負担とすべきところ、平成29年4月の政令改正前の負担率(8.7%)を適用したため、本人が負担すべき費用の一部が補助対象経費に含まれていた。

<(公財)横浜企業経営支援財団補助金>(国際局国際連携課、公益財団法人横浜企業経営支援財団)【改善済み】

(オ) 支払・精算

a 定期支出金支出命令書は毎月10日までに起案すべきところ、次のような事例が見受けられた。

・期日以降に起案していた。

<(公財)横浜企業経営支援財団補助金>(国際局国際連携課)【改善済み】

・起案していなかった。

<地域再生まちづくり事業(初黄・日ノ出町地区)補助金>(文化観光局創造都市推進課)【改善済み】

b 定期支出金支出命令書は審査出納員に回議すべきところ、回議していなかった。

<(公財)横浜企業経営支援財団補助金>(経済局国際ビジネス課)【改善済み】

c 前金払した経費を戻入させた場合、戻入を決定した決裁文書を会計室に供覧すべきところ、供覧していなかった。

<横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金>(医療局医療政策課)【改善済み】

【対象所属及び団体が行った改善内容】

国際局、市民局((ア)c、dを除く。)、文化観光局、経済局、健康福祉局((ア)b、d、e、(イ)b、(エ)a(b)を除く。)、医療局、環境創造局、都市整備局、教育委員会事務局、公益財団法人横浜企業経営支援財団、横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター、公益社団法人横浜市病院協会、寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会、舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会及び横浜市学校保健会は、指摘事項への是正対応を行い、所管課以外の課による点検を実施し、局及び交付先団体を対象とした研修を実施し、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。

また、これらの内容を局内で周知するとともに、翌年度に局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

### イ 補助事業の執行に係る事務

補助事業の執行に係る事務については、一部において、効果検証に関し改善が必要な事例が見受けられた。

#### 指摘事項 1-(2)-イ 補助事業の効果検証

補助事業の効果検証の状況について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

- (ア) 横浜市病院協会看護専門学校の特任教員は、学校設立時（平成6年度）の国からの指導に基づき 18人が配置され、当時から人数の変更はされていない。所管課は、人件費を補助するに当たり、設立当時の状況（実習体制等）と比較し、現状の配置人数の適正性を検証すべきところ、それを行っていなかった。

<横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金>（医療局医療政策課）【改善済み】

- (イ) 効果検証に当たり、補助目的の達成状況を評価する指標を設定すべきところ、設定していなかった。

<横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金>（環境創造局農政推進課、南部農政事務所）、<横浜市学校保健会補助金>（教育委員会事務局健康教育課）【改善済み】

- (ウ) 効果検証に当たり、設定した指標に係る情報を的確に収集すべきところ、次のような事例が見受けられた。

- ・事業実績の記載に当たり、記載要領や記載例を交付先団体に示していなかったため、件数等の捉え方、用語の解釈、数値の集計方法等に団体間で差異があった。

<多機能型拠点運営費補助金>（健康福祉局障害支援課）

- ・有料施設以外の来館者数は自主的な記帳によって把握しているため、実数とかい離が生じていた。

＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞（寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会）【改善済み】

- ・アンケートを実施するなど、自主事業の参加者等から効果検証に必要な情報収集を行っていなかった。

＜横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金＞（舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会）【改善済み】

**【対象所属及び団体が行った改善内容】**

医療局、環境創造局、教育委員会事務局、寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会及び舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会は、指摘事項への是正対応を行い、所管課以外の課による点検を実施し、局及び交付先団体を対象とした研修を実施し、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知するとともに、翌年度に局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

指摘事項等を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

**意見 1-2) 補助金の適正執行及び効果的な補助事業執行に向けた取組**

昨年度に引き続き補助金事務の監査を行った結果、交付要綱等補助金交付の根拠となる規定の不明確さや、交付申請・決定等の事務手続の不備といった事例が今回も多く見受けられた。また、補助金の交付が長期化・常態化しているものも見受けられた。

- (1) 法律・条例に根拠があるものを除き、補助金の交付は私法上の贈与であると解されており、交付要綱等は、契約条項に該当する。補助金の交付に当たっては、従前からある交付要綱等を漫然と適用するのではなく、交付申請のたびに、補助目的に照らして、補助対象経費の範囲、交付先団体としての要件に合致しているかを確認すること。
- (2) 交付要綱等に時点修正が必要なもの、補助対象経費、交付先団体の要件が漠然としており、補助対象となるか否か判然としないものがあった。交付基準となり得ないものは、速やかに修正を行うこと。
- (3) 補助事業によっては、当初の目的が薄れており、補助金交付の必要性を検証すべきものも見受けられる。所管課は、交付先団体の補助事業が補助目的に沿って適切かつ有効に行われているか検証すること。

検証に当たっては、事業継続の妥当性を判断できるよう、補助目的の達成状況を評価することが可能な、直接的で明確な指標を設定し、交付先団体と共有すること。

- (4) 効果検証の結果を踏まえ、事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めること。

## (3) 経理事務等

## ア 物品購入、委託等に係る事務

監査対象区局本部は、保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局病院経営本部、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局の25区局本部を選定した。そのうち、監査対象課は、各区局本部から2課程度を選定した。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・物品購入及び委託事務が、関係規則等に基づき適正に行われているか。
- ・現金、金券類及び物品が、関係規則等に基づき適正に管理されているか。

監査に当たっては、事前に契約事務、検査事務等に関する書類を確認した。

これを踏まえ、監査対象課において原本等の書類確認、ヒアリング等を行った。

表1-(3)-1 物品購入及び委託事務に関する監査の状況

監査対象区局本部 (課)	対象事務	監査対象件数 (全件)	監査実施件数 (抽出)
25区局本部 (48課)	物品購入事務	10,173 件	703 件
	委託事務	2,603 件	454 件
	合 計	12,776 件	1,157 件

物品購入事務、委託事務等については、一部において、契約及び検査手続が適正に行われていない等の事例が見受けられた。

#### 指摘事項 1-(3)-ア-1 契約事務

物品購入及び委託に係る契約事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

(ア) 10万円未満の物品の調達等における契約の締結に当たっては、所管課長が決裁を行うべきところ、権限がない者が決裁を行っていた。

(こども青少年局青少年相談センター)【改善済み】

(イ) 委託業務の契約及び物品の購入に当たり、発注伺の決裁を受ける前に契約していた。

(国際局国際連携課)【改善済み】

(ウ) 委託業務の契約に当たり、委託業務の具体的な内容、成果物の提出等について仕様書に記載すべきところ、これらを記載していなかった。

(緑区総務課、こども青少年局三春学園)【改善済み】

(エ) 消火器の購入に当たり、古い消火器との交換も行わせる場合には、その旨を仕様書に記載すべきところ、記載していなかった。

(建築局市営住宅課)【改善済み】

(オ) 新規備品の購入に当たり、既存備品の引取り及びリサイクルも行わせる場合には、その旨を仕様書に記載すべきところ、記載していなかった。

(消防局鶴見消防署)【改善済み】

(カ) 印刷の契約に当たり、版下に誤りがあることに気付かないまま発注し、納品後に誤記載が判明した。再印刷を行ったが、再度誤記載が判明したため、修正のためのシールを発注していた。

(教育委員会事務局指導企画課)【改善済み】

(キ) 委託業務の契約に当たり、契約の相手方を特定せざるを得ないとは言えない理由で、単独随意契約を行っていた。

(総務局職員健康課)

(ク) 委託業務の契約に当たり、契約時点で数量が不確定となるものは概算契約を行うべきところ、確定契約を行っていた。

(教育委員会事務局指導企画課)【改善済み】

(ケ) 委託業務の契約及び物品の購入に当たり、契約書又は請書その他これらに準ずる書類を受領すべきところ、受領していなかった。

(政策局共創推進課、文化観光局MICE振興課、交通局港北営業所)

**【改善済み】**

(コ) 契約書の作成を省略するときは、契約の相手方に、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を提出させるべきところ、必要な要件が記載されていない見積書を受領していた。

(都市整備局企画課、都市整備局みなとみらい21推進課) **【改善済み】**

(カ) 産業廃棄物処理委託の契約に当たっては、契約金額にかかわらず契約書を作成し、法定事項を網羅した産業廃棄物処理委託仕様書を契約書に添付すべきところ、契約書及び仕様書を作成せず、請書により契約していた。

(こども青少年局三春学園、道路局道路調査課) **【改善済み】**

(シ) 物品の購入に当たり、契約の相手方から納品書の提出を受けるべきところ、納品書ではなく、受領書を受領していた。

(選挙管理委員会事務局選挙課) **【改善済み】**

(ス) 物品の購入に当たり、複数の場所において納品を受ける場合は、契約の相手方から納品場所ごとに納品書の提出を受けるべきところ、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。

(緑区区政推進課、戸塚区地域振興課、総務局職員健康課、国際局国際協力課、市民局広報課、健康福祉局保険年金課、道路局横浜環状北西線建設課、教育委員会事務局指導企画課、教育委員会事務局高校教育課)

**【緑区、戸塚区、国際局、市民局、健康福祉局、道路局及び教育委員会事務局は改善済み】**

**【対象所属が行った改善内容】**

緑区、戸塚区、政策局、国際局、市民局、文化観光局、こども青少年局、健康福祉局、建築局、都市整備局、道路局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を区局内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に区局内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

### 指摘事項 1-(3)-ア-2 個人情報の取扱いに係る事務

個人情報の取扱いに係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

- (ア) 個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報取扱特記事項に基づき、受託者や再受託者から個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けるべきところ、これらを受領していなかった。

(総務局職員健康課、健康福祉局福祉保健課、健康福祉局保険年金課、建築局都市計画課、建築局市営住宅課、教育委員会事務局指導企画課、教育委員会事務局高校教育課、選挙管理委員会事務局選挙課)【健康福祉局、建築局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は改善済み】

- (イ) 個人情報を取り扱う委託業務に当たり、個人情報取扱特記事項に基づく研修は過年度に受講した従事者も毎年度受講させるべきところ、受講させていなかった。これについて受託者に対して指導を行っていなかった。

(医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター総務課)【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

健康福祉局、医療局病院経営本部、建築局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を局本部内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に局本部内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

### 指摘事項 1-(3)-ア-3 検査事務

物品購入及び委託に係る検査事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

- (ア) 委託業務及び購入した物品について検査を行うべきところ、行っていなかった。

(消防局消防団課、交通局港北営業所、教育委員会事務局高校教育課)

【改善済み】

- (イ) 委託業務について当該年度内に完了検査を行うべきところ、行っていなかった。  
(総務局職員健康課)
- (ウ) 産業廃棄物に係る収集運搬業務のみの委託契約に当たり、契約の履行が完了した旨の通知を受けてから 10日以内に検査を行うべきところ、収集運搬業者から委託業務が完了した旨の通知を受けているにもかかわらず、最終処分が完了するまで検査を行わず、11日以上経過してから行っていた。  
(環境創造局動物園課)【改善済み】
- (エ) 検査は、検査員に任命された検査員が行うべきところ、任命されていない職員が行っていた。  
(戸塚区地域振興課、政策局政策課、経済局企画調整課、港湾局客船事業推進課、教育委員会事務局指導企画課、教育委員会事務局高校教育課)  
【改善済み】
- (オ) 委託業務の契約及び物品の購入に当たり、執行伺、発注伺、契約締結伺等の起案者が検査員を兼務すべきでないが、起案者が検査を行っていた。  
(経済局企画調整課、健康福祉局保険年金課、建築局都市計画課)  
【改善済み】
- (カ) 物品の納入を伴う契約に当たり、物品出納員が当該契約の検査員を兼務すべきでないが、物品出納員が検査を行っていた。  
(こども青少年局三春学園)【改善済み】
- (キ) 購入した物品について、原則として発注課以外の検査員が検査を行うべきところ、発注課の検査員が行っていた。  
(教育委員会事務局指導企画課)【改善済み】
- (ク) 同一事務所内に一課のみ設置されている部署において、契約金額が100万円以上の物品を購入する場合は、発注課以外の検査員による検査を行うべきところ、発注課の検査員による検査を行っていた。  
(こども青少年局三春学園)【改善済み】

(ケ) 納品場所が遠隔地であるものについては、現物のサンプル、現物の写真、納品確認者による受領書等、納品書以外に納品が確認できるものを添付すべきところ、納品書の確認のみで検査を行っていた。

(緑区区政推進課、戸塚区地域振興課、政策局政策課、総務局危機管理課、健康福祉局保険年金課、道路局横浜環状北西線建設課、消防局消防団課、消防局鶴見消防署)【緑区、戸塚区、政策局、健康福祉局、道路局及び消防局は改善済み】

(コ) 委託業務及び 100万円以上の物品の購入に当たっては、検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。

(政策局共創推進課、教育委員会事務局指導企画課、選挙管理委員会事務局選挙課)【改善済み】

(カ) 委託業務の契約に当たり、概算契約にもかかわらず、検査において実績数量を確認せず、契約金額のまま支払を行っていた。

(消防局消防団課)【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

緑区、戸塚区、政策局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、建築局、道路局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を区局内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に区局内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

#### 指摘事項 1-(3)-ア-4 その他関係書類

物品購入及び委託に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

(ア) 見積書、請求書等の契約関係書類については、行政文書として原本を保管すべきところ、一部の原本を保管していなかった。

(政策局政策課、市民局広報課、都市整備局企画課、消防局消防団課、交通局港北営業所、教育委員会事務局指導企画課、教育委員会事務局高校教育課)【改善済み】

(イ) 産業廃棄物処理委託に当たっては、受託者に対し、産業廃棄物管理票を交付すべきところ、交付していなかった。

(こども青少年局三春学園)【改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

政策局、市民局、こども青少年局、都市整備局、消防局、交通局及び教育委員会事務局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を局内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に局内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

**指摘事項 1-(3)-ア-5 現金、金券類及び物品の管理事務**

現金、金券類及び物品の管理事務について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

(ア) 現金の管理

a 前渡金の精算残金について、用件終了後 14日以内に返納すべきところ、約 4 か月後に返納していた。

(医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター総務課)【改善済み】

b 前渡金受払簿について、支払がある都度記載すべきところ、記載していなかった。

(資源循環局旭工場、教育委員会事務局指導企画課、教育委員会事務局高校教育課)【改善済み】

## (イ) 郵券等の管理

- a 郵券等の管理に当たり、一部の郵券等について、郵券管理簿上の残高と実際の残高が相違していた。

(戸塚区総務課、健康福祉局保険年金課)【改善済み】

表 1-3-2 郵券管理簿の残高と監査日の残高

所管課	券種	郵券管理簿の残高	監査日の残高
戸塚区総務課	レターパックライト (360円)	75枚	74枚
健康福祉局 保険年金課	50円切手	57枚	77枚

- b 資金前渡による郵券等の購入に当たり、郵券管理簿に記載して管理すべきところ、同日払出しにより郵券管理簿への記載を省略していた。また、郵券管理簿に押印することをもって検査の記録とすべきところ、検査の記録がなかった。

(建築局市営住宅課、消防局鶴見消防署、教育委員会事務局指導企画課)  
【改善済み】

- c 購入した郵券等について、原則として発注課以外の検査員が検査を行うべきところ、発注課の検査員が行っていた。

(保土ヶ谷区区政推進課、健康福祉局保険年金課、医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター総務課、都市整備局企画課、都市整備局みなとみらい21推進課)【改善済み】

- d 購入した郵券等について、原則として発注課以外の検査員が検査を行うべきところ、発注課において、検査員に任命されていない職員が行っていた。

(戸塚区地域振興課)【改善済み】

## (ウ) タクシー共通乗車券の管理

- a 共通乗車券を発行責任者に返還した際、受払簿にその旨を記載すべきところ、記載していなかった。

(総務局危機管理課)

b 払出確認及び使用確認は、所管課の発行責任者である庶務担当係長が行うべきところ、これらの確認を行っていなかった。

(保土ヶ谷区総務課、政策局共創推進課、総務局危機管理課、教育委員会事務局指導企画課、選挙管理委員会事務局選挙課)【保土ヶ谷区、政策局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は改善済み】

(エ) その他の金券類

金券等の管理に当たり、受払簿を備えて管理すべきところ、受払簿を備えていなかった。

(都市整備局みなとみらい21推進課)【改善済み】

表 1-(3)-3 簿外の金券

券種	監査日の残高
三菱みなとみらい技術館	
入館券 500円	120枚
招待券	16枚

(オ) 物品の管理

a 備品は、物品管理簿に記載して管理すべきところ、一部の備品について記載していなかった。

(保土ヶ谷区総務課、緑区総務課、戸塚区総務課、国際局国際協力課、こども青少年局三春学園、健康福祉局福祉保健課、環境創造局南部水再生センター、建築局都市計画課、港湾局客船事業推進課、交通局港北営業所、教育委員会事務局高校教育課、選挙管理委員会事務局選挙課)

【改善済み】

b 保有する備品の管理に当たり、営業所内において、事務所分と車両係分を分けて管理していたが、事務所分について、物品管理簿を備えて管理すべきところ、物品管理簿を備えていなかった。

(交通局港北営業所)【改善済み】

- c 売却、廃棄等を行った備品について、物品管理簿に売却、廃棄等を行った旨を記載していなかったため、物品管理簿の数量と現物の数量が相違していた。

(経済局企画調整課、建築局市営住宅課、都市整備局みなとみらい21推進課)【改善済み】

- d 物品の出納に当たっては、物品出納通知書を作成すべきところ、作成していなかった。

(こども青少年局三春学園、健康福祉局保険年金課、建築局都市計画課、教育委員会事務局高校教育課)【改善済み】

- e 物品の廃棄に当たっては、物品返納等処理票を作成すべきところ、作成していなかった。

(文化観光局MICE振興課、こども青少年局三春学園、建築局市営住宅課)【改善済み】

- f 物品管理簿に記載する備品の価格は、付随費用及び消費税を含む取得価格とすべきところ、これらを含まない価格となっていた。

(緑区総務課、緑区区政推進課、戸塚区地域振興課、政策局政策課、政策局共創推進課、総務局危機管理課、国際局国際協力課、健康福祉局福祉保健課、健康福祉局保険年金課、環境創造局動物園課、環境創造局南部水再生センター、資源循環局旭工場、建築局市営住宅課)【緑区、戸塚区、政策局、国際局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局及び建築局は改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、政策局、国際局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局病院経営本部、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を区局本部内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に区局本部内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

**指摘事項 1-(3)-ア-6 その他**

委託に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

(ア) 小規模受水槽における検査について、検査結果を市長に報告しなければならないところ、報告していなかった。

(こども青少年局三春学園)【改善済み】

(イ) 防火対象物における消防設備点検について、点検結果を消防長又は消防署長に届け出なければならないところ、届け出ていなかった。

(こども青少年局三春学園)【改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

こども青少年局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を局内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に局内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

## イ 支出事務（支払遅延）

監査対象区局本部は、保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、環境創造局（公営企業会計を除く。）、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局（公営企業会計を除く。）、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局の 23区局を選定した。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（以下「支払遅延防止法」という。）に基づき、定められた支払期限内に支払われているか。
- ・支払遅延が発生した原因、背景等は何か。
- ・支払遅延の防止に向けた対策が講じられているか。

監査に当たっては、財務会計システムのデータを用い、特定の支出科目※について支払遅延の発生状況及び発生原因について調査した。また、支出事務の管理、支払遅延の防止に向けた取組等に関するアンケートを全課に実施した。これらを踏まえ、一部の課にヒアリングを行った。

財務会計システムのデータ（約 13万件）を用いて調査したところ、支払遅延防止法に定められた支払期限内に支払を行っていないものが 1,027件あった。このうち、遅延日数が1日のものが 549件あった（最大 366日の遅延）。

支払遅延となった主な原因及び背景は、次のとおりである。

- ・1日遅延していたものは、支払期限の算出方法について、民法における初日不算入の原則を適用し、適法な請求を受けた日の翌日から算出していた。支払遅延防止法において、適法な請求を受けた日から算出することと定められているが、誤って認識していた。
- ・事業者から受領した請求書を他の書類と混在させ、受領していたことを失念していた。また、業務繁忙により事務手続が後回しとなり、支出事務を失念していた。さらに、支出事務の執行状況について、担当者だけでなく責任職による定期的な確認が行われていなかったため、事務手続が行われ

---

※ 特定の支出科目

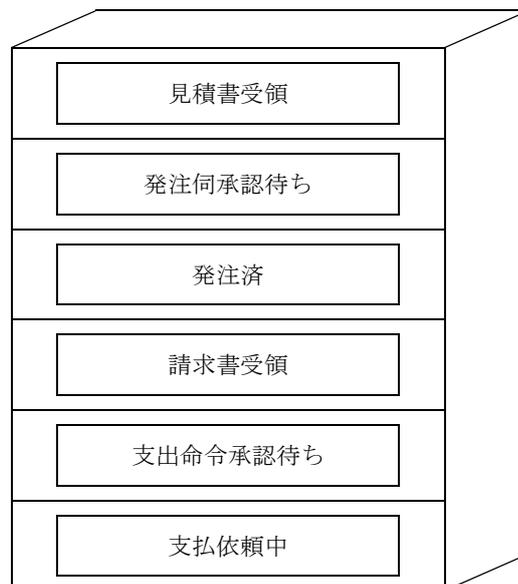
需用費（消耗品費、燃料費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費並びに備品購入費

ていないことに気付かなかった。

一方、監査対象課 370課のうち 164課においては、支払遅延が発生していなかった。アンケート及びヒアリングにより、支出事務の管理、支払遅延の防止に向けた取組等について調査したところ、一部の課では次のような取組を行っていた。

- ・支払遅延防止チェックシート※のデータを定期的に出力し、未払となっている案件について、課内の全職員に情報共有していた。
- ・契約から支払までの事務手続の進捗状況を確認できる表を作成し、事務手続が滞っていないか確認していた。
- ・事業者から受領した書類について、事務手続の進捗状況に応じてクリアファイルやトレーキャビネットの引き出しの使い分けをし、他の書類と混在することを防ぎ、事務手続の進捗状況を確認していた。

図1-(3)-1 トレーキャビネットの例



※ 支払遅延防止チェックシート

財務会計システムで配信している支出に関連するCSVデータを用いてエクセルファイルに加工したシート。契約登録後の案件について、支出に関連する執行管理を補助することを目的とし、会計室が作成した（契約登録日から起算し、経過日数に応じて色分けされ、一覧で確認できるようになっている。）。

次のとおり監査委員の意見を付す。

**意見 1-(3)-1 支払遅延の防止に向けた取組**

監査の結果、支払遅延防止法に基づき、定められた支払期限内に支払が行われていない事例が見受けられた。再発防止に向けて次のような取組を行うことを求める。

(1) 区局本部の経理担当課における取組

支払遅延のうち、約半数が1日の遅延であった。この主な原因として考えられるのは、支払期限の計算は民法の初日不算入の例外であることを認識していないことがあげられる。各区局本部の経理担当課は、支払遅延防止法の適用に当たっては、適法な請求を受けた日を1日目とすることを全職員に周知徹底すること。

(2) 各課における取組

担当者が業務繁忙等により支出事務を失念していた場合、組織としてそれをチェックする体制が整っていない職場が見受けられた。

担当者が事務手続を速やかに行うことはもちろんだが、責任職は、職場の実態に応じて支払遅延防止チェックシートなどを作成し、活用するなど、定期的に支出事務の執行状況を確認すること。

## ウ 経理事務の自己点検

経理事務の自己点検は、区局本部が経理上の課題について自ら考え、テーマを設定し、自主的に経理事務を点検及び改善している取組である。財政局は、全区局本部の自己点検の実施結果、課題、改善状況等を報告書にまとめ、全庁的に情報共有を図っている。

自己点検は、経理事務の適正執行を確保するための重要な取組であることから監査を行った。

監査対象区局本部は、保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、健康福祉局、医療局病院経営本部、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局の24区局本部を選定した。そのうち、監査対象課は、各区局本部から2課程度を選定し、加えて、監査対象課の経理事務を点検した課、経理担当課等も選定した。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・点検が適切に実施されているか。
- ・点検後に、同様の事務処理ミスが発生していないか。

監査に当たっては、事前に自己点検実施報告書等の自己点検に関する書類を確認するとともに、アンケートを行い自己点検の実施方法等を確認した。これらを踏まえ、自己点検の対象となった書類の確認、ヒアリング等を行った。

さらに、監査委員による実地監査（平成30年12月18日実施）において、経理事務の自己点検に関する課題等について監査を行った。



経理事務の自己点検等についてヒアリングを行う監査委員

経理事務の自己点検については、一部において、事務処理ミスが再発する等の事例が見受けられた。

#### 指摘事項 1-(3)-ウ-1 区局本部の自己点検結果と監査結果の相違

区局本部の自己点検を確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、点検が適切に実施される取組を行うよう改められたい。

区局本部が対象とした案件を、区局本部が作成したチェックリスト等に基づき監査したところ、区局本部の自己点検結果と監査結果が相違していた。

表 1-(3)-4 相違事例

項目	区局本部の自己点検結果	監査結果	所管課
支払期限内に支出しているか。	確認不足により、発見できなかった。	支払期限内に支払が行われていなかった。	総務局総務課 【改善済み】
検査員任命簿に記載された検査員が検査しているか。	他局の職員が検査していたため、口頭で検査員であることを確認した。	検査員任命簿を確認したところ、検査員ではなかった。	経済局ライフイノベーション推進課 【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

総務局及び経済局は、指摘事項への是正対応を行った。

#### 指摘事項 1-(3)-ウ-2 自己点検で発見された課題の再発

平成29年度に区局本部が実施した経理事務の自己点検において発見された事務処理ミスについて、点検後に処理した事務を抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、再発防止に資する取組を行うよう改められたい。

## (ア) 自課で発生した事務処理ミスの再発

平成29年度に実施した自己点検において発見された事務処理ミスが、自己点検後も同じ課で再発していた。

表 1-(3)-5 再発事例

再発内容	所管課
物品出納通知の未提出	緑区区政推進課【改善済み】
郵券管理簿への使用者名の未記載	政策局政策課【改善済み】
タクシー共通乗車券への降車時刻の未記載	
タクシー共通乗車券への降車時刻の未記載	健康福祉局福祉保健課【改善済み】
タクシー共通乗車券への鉛筆での記載	健康福祉局保険年金課【改善済み】
前渡金口座からの引き出し遅れ	水道局給水維持課【改善済み】
支払遅延	教育委員会事務局指導企画課【改善済み】
出張命令簿への未記載	選挙管理委員会事務局選挙課【改善済み】

## (イ) 同区局本部内の別の課で発生した事務処理ミスの再発

平成29年度に実施した自己点検において発見された事務処理ミスが、自己点検後も同区局本部内の別の課で再発していた。

表 1-(3)-6 再発事例

再発内容	所管課
納品場所ごとの納品書の未受領	総務局職員健康課
物品管理簿への価格の記載誤り	文化観光局企画課【改善済み】
文書管理システムへの請書の内訳書の添付漏れ	経済局企画調整課【改善済み】
郵券管理簿の年度締め処理の未実施	健康福祉局福祉保健課【改善済み】
郵券管理簿の年度締め処理の未実施	健康福祉局保険年金課【改善済み】
支払遅延	資源循環局旭工場【改善済み】
備品整理票の未貼付	消防局消防団課【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

緑区、政策局、文化観光局、経済局、健康福祉局、資源循環局、消防局、水道局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、この再発防止策等の内容を区局内で周知した。また、周知された各課は指摘事項と同様の業務を確認し、防止策を講じた。さらに、翌年度に区局内に異動してくる者にこれらの内容を周知する計画を立てた。

## エ 内部統制制度

地方自治法が一部改正され、平成32年4月1日より、指定都市の長は、「内部統制に関する方針」を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務付けられることとなった。

監査委員による実地監査（平成30年12月18日実施）において、内部統制制度導入に向けた取組状況等について総務局コンプライアンス推進室に確認を行い、回答は次のとおりであった。

「内部統制制度の推進体制については、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）によると、内部統制推進部局に関して、新たな組織を設置する方法のほかに、既存組織を活用する方法やプロジェクトチーム形式など、幅広い想定が示されている。今後、年度内を目途にQ&Aが示されるため、これらの内容を踏まえつつ、予算や人員など限られた資源のもと、効率的かつ効果的な体制を検討し、32年4月の施行時に必要な体制が構築されているよう、関係部署とも調整を図っていきたい。」



内部統制制度についてヒアリングを行う監査委員

なお、導入される内部統制制度の内容について記述するアンケートを経理担当課、自己点検の監査対象課など一部の課に対して実施した。その結果、「未回答」が21%、「知らない・知らなかった」が17%と関心が高いとはいえない状況であった。

次のとおり監査委員の意見を付す。

**意見 1-(3)-2 内部統制制度導入に向けた取組**

平成32年度より導入される内部統制制度に向けて、市長は平成31年度中に次の取組を行うこと。

- (1) 財務事務以外の内部統制制度の対象を定め、内部統制を推進する部局、内部統制を評価する部局等の体制の整備について具体的な検討を行うこと。
- (2) 内部統制制度が整備され、ミスの発生原因が追跡できるようになれば、過失の有無が明確になり、職員の身分保障にもつながることになる。このようなメリットなどを説明して、内部統制制度が職員一人ひとりに直接関わりがあることを周知すること。

## (4) 工事

工事監査の対象区局は、3区（保土ヶ谷区、緑区及び戸塚区）の土木事務所及び工事担当8局（環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局及び交通局）を選定した。

工事監査の範囲は、工事及び委託（工事に関連するもの、施設の維持管理等）のうち、平成29年4月1日から平成30年8月31日までに契約したもの及び平成29年3月31日以前に契約し、平成29年4月1日以降に完了又は完了予定のものとした。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・工事の設計は、事業目的、法令等に適合しているか。
- ・工事費の積算において、積算基準等の運用は適切に行われているか。
- ・工事に必要な手続は適切に行われているか。
- ・工事中の安全管理は適切に行われているか。
- ・工事内容等の変更指示は適切に行われているか。
- ・契約手続は適正に行われているか。

監査に当たっては、抽出した案件について、事前に設計図書、契約関係書類等の確認を行い、それを踏まえ、所管課において、その他工事関係書類を確認するとともに、ヒアリングを行った。また、工事223件のうち39件は、工事監理、工事の安全管理の状況等を確認するため、現場監査を行った。

表1-(4)-1 工事及び委託に関する監査の状況

監査対象区局名	工事		委託		現場監査
	監査対象件数	監査実施件数	監査対象件数	監査実施件数	監査実施件数
保土ヶ谷区	97件	9件	74件	6件	2件
緑区	83件	6件	66件	6件	1件
戸塚区	108件	11件	106件	8件	2件
環境創造局	880件	37件	1,833件	33件	8件
資源循環局	155件	13件	539件	13件	4件
建築局	727件	40件	706件	30件	5件
都市整備局	34件	9件	178件	12件	2件
道路局	276件	27件	620件	15件	4件
港湾局	169件	18件	272件	17件	3件
水道局	748件	33件	796件	24件	5件
交通局	150件	20件	323件	11件	3件
合計	3,427件	223件	5,513件	175件	39件

## ア 工事の設計及び積算

工事の設計及び積算については、一部の工事において、再生材を使用せず新材とした設計、単価の作成誤り、積算基準等の運用誤りなどの事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(4)-ア-1 工事の設計

工事の設計について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適切に設計を行うよう改められたい。

#### (ア) アスファルト合材の選定

「公園緑地整備工事積算基準」によれば、アスファルト合材は原則として再生材を使用することとされている。しかしながら、密粒度アスファルト舗装において新材を選定していた。

(環境創造局南部公園緑地事務所)【改善済み】

#### 【対象所属が行った改善内容】

環境創造局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知するとともに、翌年度に局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

### 指摘事項 1-(4)-ア-2 工事費の積算

工事費の積算について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適切に積算を行うよう改められたい。

#### (ア) 単価の作成及び適用

工事費積算では、積算基準等に基づき適切に単価を作成及び適用する必要がある。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、見積りを基に設計単価を決定する際は、原則として3社以上可能な限り多くの見積りを徴収し最低価格とすべきところ、1社見積りとしていた。

(建築局施設整備課)【改善済み】

- b 設計変更を行った際に、請負人から徴収した見積りの金額を適用すべきところ、誤った金額を適用していた。

(資源循環局旭工場)【改善済み】

- c 流動化充填材充填工 1 m<sup>3</sup>当たりの単価を作成する際に、材料の数量を誤って計上していた。

(水道局南部方面工事課)【改善済み】

#### (イ) 工事費の計上

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」によれば、発注者の責務として、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、予定価格を適正に定めることとされている。また、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額等の変更を行うこととされている。そのためには、工事に必要な費用を積算基準等に基づき適切に計上する必要がある。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 交通を規制する際に配置する交通誘導警備員の区分<sup>※1</sup>において、現場条件に応じ、「交通誘導警備員A」と「交通誘導警備員B」を計上すべきところ、全て「交通誘導警備員A」としていた。

(建築局施設整備課)【改善済み】

- b アスファルト舗装を切削し、即日で表層を施工する場合、切削オーバーレイ工の歩掛<sup>※2</sup>で計上すべきところ、路面切削工と舗装工の歩掛で計上していた。

(環境創造局公園緑地整備課)【改善済み】

#### ※1 交通誘導警備員の区分

「交通誘導警備員A」は、警備業者の警備員のうち交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員をいい、「交通誘導警備員B」は、警備業者の警備員で、「交通誘導警備員A」以外の交通の誘導に従事するものをいう。神奈川県公安委員会が指定する路線に、「交通誘導警備員A」を1人以上配置することとされている。

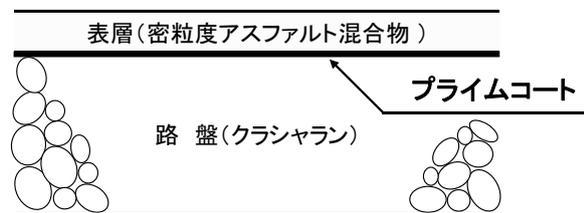
#### ※2 歩掛(ぶがかり)

ある作業を行う場合の単位当たりの労務、資材、使用機械の必要量を示したもの

- c アスファルト表層工において、路盤と表層を一体化させるためなどに必要なプライムコートを計上すべきところ、計上していなかった。

(環境創造局南部公園緑地事務所)【改善済み】

図1-(4)-1 密粒度アスファルト舗装断面図



- d 工事に伴い発生する廃棄物の運搬費及び処分費を計上すべきところ、計上していなかった。

(環境創造局会場整備課)【改善済み】

- e 設計変更を行う際に、掘削の深さの変更に伴い増えた掘削費を計上すべきところ、計上していなかった。

(建築局施設整備課)【改善済み】

- f 設計変更を行う際に、実際に増員した交通誘導警備員の人数分を計上すべきところ、計上していなかった。

(交通局建築課)【改善済み】

(ウ) 経費の取扱い

「横浜市土木工事標準積算基準書」等、各種積算基準や積算要領に請負工事費を構成する経費の算定に必要な事項が定められている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 交通安全施設工事については、「横浜市土木工事標準積算基準書」の適用除外として積算すべきところ、同基準書により経費を算定していた。

(建築局施設整備課)【改善済み】

b 「横浜市土木工事標準積算基準書」に基づき積算すべきところ、見積価格により経費を算定していた。

(道路局施設課)【改善済み】

c 「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、工事の施工地域が人口集中地区※にある場合は、共通仮設費率及び現場管理費率に市街地の補正として所定の補正値を加算すべきところ、加算していなかった。

(環境創造局公園緑地整備課)【改善済み】

d 「水道局土木工事積算基準」によれば、前払金の支出を行わない工事(前払金支出割合が0%となる工事)は、一般管理費等の補正をすべきところ、補正をしていなかった。

(水道局建設課)【改善済み】

表 1-(4)-2 前払金支出割合区分ごとの一般管理費等率の補正係数

前払金 支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

e 「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、随意契約による工事の間接工事費等の調整対象額は、設計変更後の金額とすべきところ、当初の設計金額としていた。

(港湾局建設第一課)【改善済み】

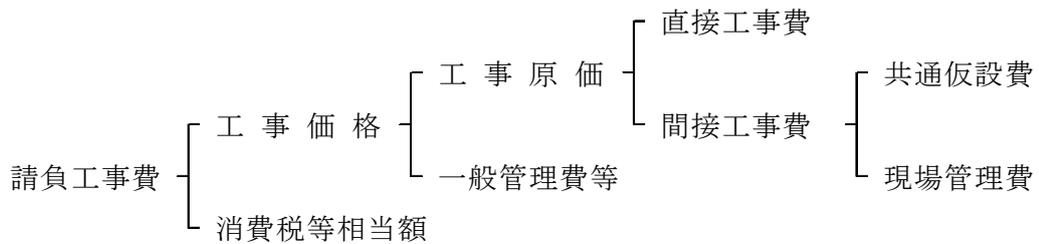
※ 人口集中地区

市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口5,000人以上となる地域

f 「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、支給品（一般材料）を使用する場合は、共通仮設費及び現場管理費の対象とすべきところ、対象としていなかった。

（緑区緑土木事務所、都市整備局金沢八景駅東口開発事務所）【改善済み】

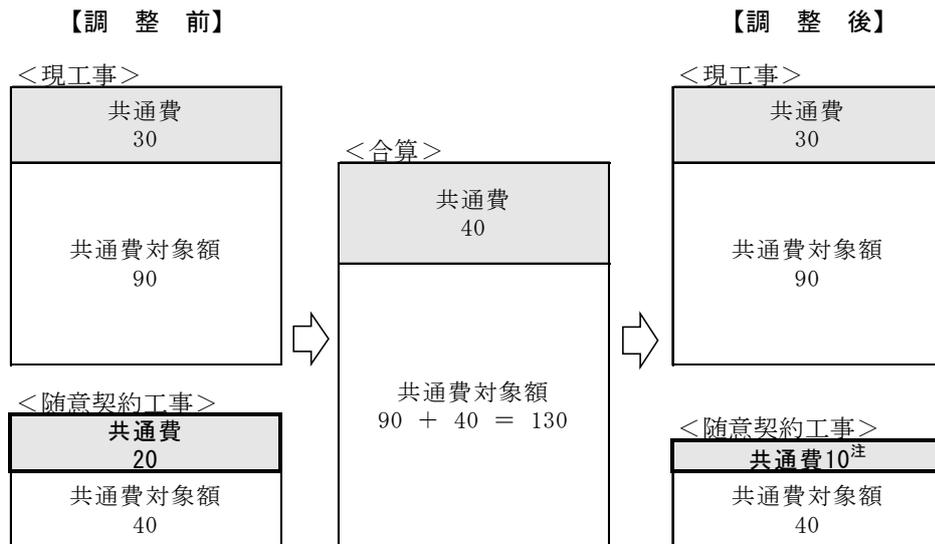
図1-(4)-2 請負工事費の構成「横浜市土木工事標準積算基準書」（土木工事編）



g 「建築局電気設備工事積算要領」によれば、現工事に随意契約で追加する工事の共通費の算定は、現工事と随意契約工事の共通費対象額を合算し算出した共通費から現工事の共通費を控除し、調整すべきところ、調整を行っていなかった。

（交通局電気課、交通局施設課）【改善済み】

図1-(4)-3 随意契約に伴う共通費の調整イメージ



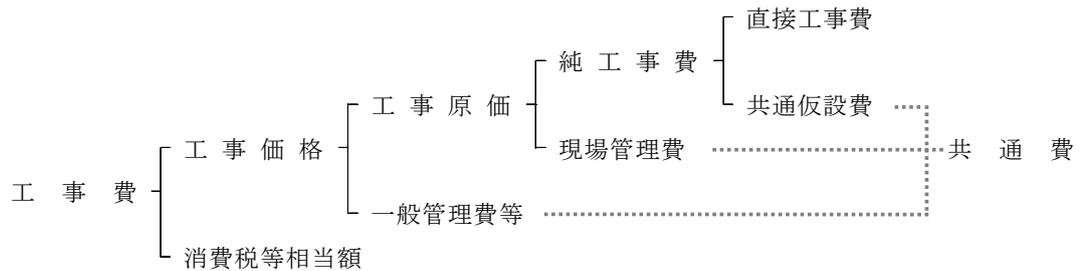
注 調整後の共通費は、合算による共通費から現工事の共通費を控除した額となり、調整しない場合に比べ、一般的に安くなる。

なお、平成30年5月の「建築局電気設備工事積算要領」からは、調整すべき根拠とした「本来一体とすべき工事を分割した場合の算定」についての記載は削除されている。

- h 「建築局電気設備工事積算要領」によれば、昇降機設備工事において工事費が2,500万円未満の場合(500万円未満は除く。)は、工事実績情報の登録に必要な費用を現場管理費に積上げ計上すべきところ、計上していなかった。

(港湾局保全管理課)【改善済み】

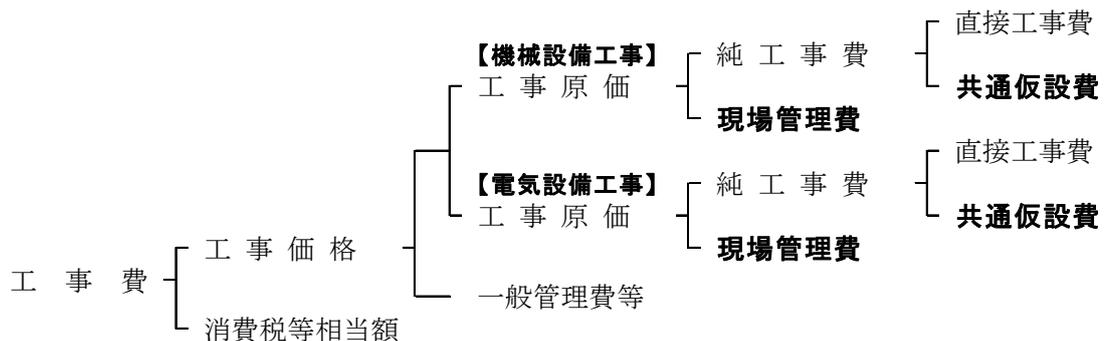
図1-(4)-4 工事費の構成「公共建築工事積算基準」



- i 「建築局機械設備工事積算要領」によれば、機械設備工事に電気設備工事を含めて一括して発注する場合の共通仮設費及び現場管理費は、工事ごとに率算定し、それらの合計により算出とすべきところ、全て機械設備工事として率算定していた。

(交通局建築課)【改善済み】

図1-(4)-5 一括発注する場合の工事費の構成「公共建築工事積算基準」



#### 【対象所属が行った改善内容】

緑区、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局及び交通局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を区局内(区土木事務所は全土木事務所)で周知するとともに、翌年度に区局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

## イ 工事監理

工事監理については、一部の工事において、適切に行われていない事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(4)-イ 工事監理

工事監理について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適切に工事監理を行うよう改められたい。

#### (ア) 建築物除却届の届出

「建築基準法」によれば、建築物の除却する床面積が 10㎡を超える場合、除却の工事を施工する者（建替えを伴う場合は建築主）は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされている。しかしながら、建築物除却届が必要な除却工事であったが、届出を行っていなかった。

（建築局施設整備課、港湾局保全管理課、交通局建築課）【改善済み】

#### (イ) 建設リサイクル法に基づく通知

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法<sup>※</sup>）」によれば、特定建設資材の分別解体及び再資源化等を促進するため、一定規模以上の建設工事を行う場合、工事着手前に発注者が、工事の計画等を書面により市長に通知することとされている。しかしながら、対象の建設工事であったが、通知書を提出していなかった。

（建築局施設整備課、都市整備局都心再生課）【改善済み】

※ 建設リサイクル法

建設工事で発生するコンクリート、木材、アスファルトなどの建設副産物を「特定建設資材」として定め、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることにより、生活環境の保全等に寄与することを目的として定めた法律

## (ウ) 工事实績情報システムの登録

「横浜市土木工事共通仕様書」等によれば、工事の受注、変更、完成及び訂正時には、工事の実績について所定の期限内に、工事实績情報システム\*へ登録を行うこととされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 工事实績情報の竣工登録を、登録期限内に行っていなかった。  
(環境創造局公園緑地整備課、環境創造局会場整備課、交通局電気課)  
【改善済み】
- b 工期変更による変更契約時に、工事实績情報の変更登録を行っていなかった。  
(建築局機械設備課) 【改善済み】
- c 工期変更による変更契約時に、工事实績情報の変更登録を登録期限内に行っていなかった。  
(環境創造局公園緑地整備課、建築局機械設備課) 【改善済み】

## (エ) 施工計画書の提出

「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」等によれば、工事の着手前に、施工計画書を作成し、提出することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」によれば、工事の着手前に、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を提出すべきところ、本工事に着手した後に提出されていた。  
(港湾局保全管理課) 【改善済み】

## \* 工事实績情報システム

国や地方自治体などの公共機関及び公益民間企業が発注した公共工事の内容について、データベース化して発注機関及び受注企業へ情報提供するため、発注機関が登録内容を確認した上で、工事の受注企業が工事の実績を登録するシステムである。

請負金額 500 万円以上の工事の請負人に対して、受注、変更、完成及び訂正時に、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、工事实績データを工事实績情報システムへ登録することを義務付けている。

b 「横浜市土木工事共通仕様書」によれば、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出すべきところ、提出されていなかった。

(環境創造局公園緑地整備課)【改善済み】

(オ) 完了報告書等の提出

土木事務所が発注する管内一円工事<sup>※</sup>に適用する「管内一円工事特記仕様書」によれば、請負人は、1 施工箇所の工事が完了したときは、管内一円工事完了報告書及び管内一円工事進捗状況報告書を、工事の完成日の翌日から7日以内に監督員に提出すべきところ、期日内に提出されていなかった。

(環境創造局公園緑地整備課)【改善済み】

(カ) 現場環境改善費

「現場環境改善に関する特記仕様書」によれば、現場環境改善に要する費用を計上した場合、請負人は、監督員と協議して労働環境の改善、地域との相互理解等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定し、実施すべきところ、工事完了後、実施状況が確認できなかった。

(建築局施設整備課)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局、建築局、都市整備局、港湾局及び交通局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知するとともに、翌年度に局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

※ 管内一円工事

施工場所、施工内容を特定せず、市民等からの改良及び修繕に関する要望や突発事故等に対応するため、想定の工種、数量で発注し、監督員が施工場所、工事内容等を請負人に順次指示し、緊急・迅速に施工する工事

## ウ 工事の安全管理

工事の安全管理については、一部の工事において、労働安全衛生規則等で定められた安全対策を行っていない事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(4)-ウ 安全対策

工事の安全対策について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、法令等で定められた安全対策が適切に行われるよう、請負人を指導、監督するよう改められたい。

#### (ア) 掘削作業における崩壊防止対策

「建設工事公衆災害防止対策要綱」によれば、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5m を超える場合には、原則として、土留工を施すこととされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 深さ 1.5m を超える掘削作業を行う際に、土留の設置等の崩壊防止対策を行うべきところ、行っていなかった。

(環境創造局公園緑地整備課)【改善済み】

- b 軽量鋼矢板建込工法<sup>※</sup>による土留工において、矢板を全面に建て込むべきところ、隙間を空けて建て込んでいた。

(環境創造局下水道建設事務所)【改善済み】

<sup>※</sup> 軽量鋼矢板建込工法

掘削した地山が自立することを前提とした工法で、一定の深さまで掘削機械等により溝掘削を行い、軽量鋼矢板を建て込んだ後、所定の深さまで押し込み、その後支保工を組み立てる土留方式

(イ) 保護帽の着用

「労働安全衛生規則」によれば、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼす恐れのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。しかしながら、工事監理業務の従事者が、危険が生じる可能性がある現場内で、一部の検査業務において、保護帽を着用していなかった。

(都市整備局金沢八景駅東口開発事務所) 【改善済み】

(ウ) 高所作業における墜落防止対策

「労働安全衛生規則」によれば、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全带等を使用させなければならないとされている。しかしながら、当該作業従事者が安全带等を使用していなかった。

(建築局施設整備課) 【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局、建築局及び都市整備局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知するとともに、翌年度に局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

## エ 工事の変更等の契約手続

工事の変更等の契約手続については、一部の工事において、設計変更の手続が適正に行われていない事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(4)-エ 設計変更手続

設計変更の手続について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、設計変更の手続を適正に行うよう改められたい。

#### (ア) 設計変更の根拠

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」によれば、設計変更の決定及び契約変更は、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできないとされている。しかしながら、舗装面積の数量を変更した根拠が不明確であった。

(道路局建設課)【改善済み】

#### (イ) 設計変更の基本原則の範囲

「横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱」によれば、設計変更の決定及び契約変更は、当該工事目的を変更しない限度において行うこととされており、また、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」によれば、設計変更の基本原則の範囲を超える場合<sup>※</sup>は、原則として設計変更による対応はできないとされている。しかしながら、当初の請負金額の 30%を超えて増額変更していた。

(水道局三ツ境水道事務所、水道局建設課)【改善済み】

※ 設計変更の基本原則の範囲を超える場合

- ・請負金額が当初の 30%を超えて増減する。
- ・当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する。
- ・当初の工事目的と関係のない工種を追加する。

## (ウ) 複数の変更指示をまとめた変更手続

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」等によれば、監督員指示書により工事内容の変更の指示（以下「変更指示」という。）を行った場合は、工事設計変更伺の決裁を速やかに得ることとされている。また、その特例として、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、所定の増減額の範囲内で、まとめて決裁を得ることができることとされている。

表 1-(4)-3 複数の変更指示をまとめて決裁を得られる範囲

当初請負金額	変更限度額
1億 5,000万円未満	当初請負金額の 20%以内
1億 5,000万円以上	3,000万円以内

さらに「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」によれば、この範囲を超えて新たな変更指示を行うことはできないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 所定の増減額の範囲（請負金額の 20%又は 3,000万円以内）を超えて、設計変更手続を行っていた。

（環境創造局管路整備課、建築局施設整備課、道路局建設課）【改善済み】

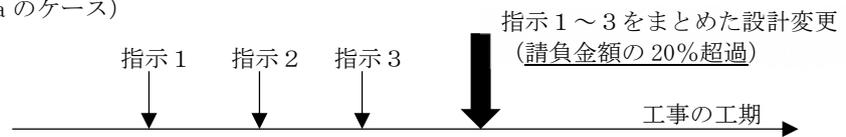
- b 設計変更の時期が不適切であったため、所定の増減額の範囲を超えて、新たな変更指示を行っていた。

（戸塚区戸塚土木事務所、環境創造局公園緑地整備課、環境創造局管路保全課、建築局施設整備課、都市整備局金沢八景駅東口開発事務所、道路局河川事業課、水道局南部方面工事課）【改善済み】

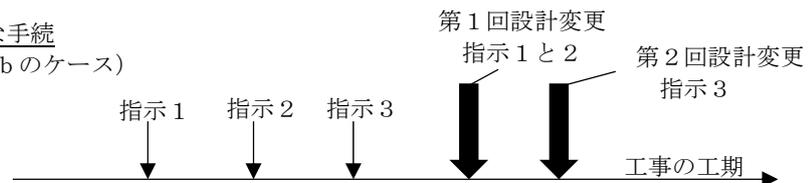
## 図 1-(4)-6 複数の変更指示をまとめて決裁を得る場合の事例

事例 1 不適切な手続

(指摘エー(ウ)－a のケース)

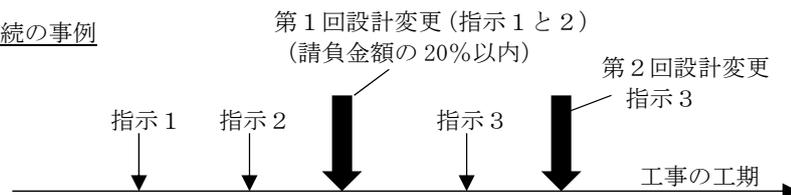
事例 2 不適切な手続

(指摘エー(ウ)－b のケース)



まとめて決裁を得られる特例の趣旨を鑑みて、設計変更の決裁時点で未決裁の指示事項については、全てまとめて決裁を得なければならない。(本例では指示 1～3)

また、指示 3 を加えると請負金額の 20% を超える場合は、指示 3 を出す前に設計変更の決裁を得る必要がある。

(参考) 正しい手続の事例

## (エ) 設計変更に伴う監督員指示

「横浜市請負工事監督事務取扱規程」等によれば、客観的に工事の内容の変更が避けられず、早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合、総括監督員は、請負人に対し、工事の内容の変更を指示できるとされている。

「横浜市請負工事監督事務取扱要綱」等によれば、監督員が請負人に対して指示を行うときは、監督員指示書により行うこととされている。

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」等によれば、変更指示を行った場合は、工事設計変更伺の決裁を速やかに得ることとされている。また、同要綱等の施行通達文である「横浜市工事設計変更事務取扱要綱の施行について」等によれば、請負人に工事を行わせた後に工事設計変更伺の決裁を受ける際には、当該伺に監督員指示書の写しを添付することとされている。

しかしながら、次のような事例が見受けられた。

- a 監督員指示書によらずに変更指示し、その後に設計変更の手続を行っていた。
- (保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所、緑区緑土木事務所、環境創造局南部公園緑地事務所、資源循環局施設課、建築局施設整備課、都市整備局金沢八景駅東口開発事務所、道路局施設課、水道局北部方面工事課)【改善済み】
- b 監督員指示書によらずに変更指示し、設計変更の手続も行っていなかった。
- (建築局電気設備課)【改善済み】
- c 監督員指示書(交通局においては工事内容変更指示書)によらずに変更指示し、工事を実施していた。
- (水道局南部方面工事課、交通局建築課)【改善済み】
- d 監督員指示書(交通局においては工事内容変更指示書)による変更指示を、工事着手後に行っていた。
- (環境創造局会場整備課、交通局電気課)【改善済み】
- e 監督員指示書により変更指示したが、工事設計変更伺の決裁を得ていなかった、又は速やかに得ていなかった。
- (環境創造局会場整備課、資源循環局施設課、建築局施設整備課、港湾局保全管理課)【改善済み】
- f 工事設計変更伺の決裁を受ける際に、監督員指示書の写しを添付していなかった。
- (保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所、緑区緑土木事務所、戸塚区戸塚土木事務所、環境創造局北部公園緑地事務所、環境創造局南部公園緑地事務所、環境創造局会場整備課、都市整備局都心再生課、都市整備局防災まちづくり推進課、道路局施設課、道路局建設課、道路局河川事業課、水道局三ツ境水道事務所、水道局洋光台水道事務所、水道局工業用水課)【改善済み】

**【対象所属が行った改善内容】**

保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局及び交通局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を区局内（区土木事務所は全土木事務所）で周知するとともに、翌年度に区局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

## オ 設計、調査、施設の維持管理等委託

設計、調査、施設の維持管理等委託については、一部の委託において、変更契約の手續が適切に行われていないなどの事例が見受けられた。

### 指摘事項 1-(4)-オ 設計、調査、施設の維持管理等委託

設計、調査、施設の維持管理等委託について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切に委託を行うよう改められたい。

#### (ア) 変更契約の手續

「財務事務の手引き」によれば、本市側の事情等によって、数量、履行期間など契約内容を変更する必要がある場合は、契約変更を行うこととし、変更契約を締結する前に、変更後の契約内容を履行させてはならないとされている。しかしながら、変更契約締結前に、変更後の契約内容（追加業務）を履行させていた。

（保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所、緑区緑土木事務所、環境創造局公園緑地整備課、環境創造局下水道施設整備課、建築局施設整備課、港湾局保全管理課、水道局配水課、水道局建設課）【改善済み】

#### (イ) 個人情報取扱特記事項の遵守

個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報取扱特記事項に基づき、受託者や再受託者から個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。

a 個人情報を取り扱う委託業務であったが、委託契約書において、個人情報取扱特記事項を適用していなかった。

（資源循環局産業廃棄物対策課）【改善済み】

b 受託者から、着手時に個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を受領していなかった。

（建築局施設整備課）【改善済み】

## (ウ) 業務実績情報システムの登録

「土木設計業務共通仕様書」等によれば、業務の受託、変更、完了及び訂正時には、業務の実績について所定の期限内に業務実績情報システム※へ登録を行うこととされている。しかしながら、受託時における業務実績情報の登録が、契約締結後、登録期限内にされていなかった。

(環境創造局公園緑地整備課、建築局施設整備課、都市整備局防災まちづくり推進課)【改善済み】

## (エ) 委託業務の設計金額の積算

昇降機設備の点検保守業務において、「建築保全業務積算要領」に基づき設計金額を積算すべきところ、積算方法に誤りがあった。

(都市整備局都心再生課)【改善済み】

## (オ) 交通誘導警備員の積算

「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、交通誘導警備員の費用は直接業務費に計上すべきところ、共通仮設費に計上していた。

(緑区緑土木事務所)【改善済み】

## (カ) 除草作業における飛び石防護対策

「横浜市土木工事標準積算基準書」によれば、道路除草工の機械除草(肩掛式)については、現場の状況に応じて、「飛び石防護有り」又は「飛び石防護無し」を選択することとされている。しかしながら、作業範囲全ての箇所を「飛び石防護有り」としていたが、飛び石防護対策の実施状況が確認できなかった。

(緑区緑土木事務所)【改善済み】

## \* 業務実績情報システム

国や地方自治体などの公共機関及び公益民間企業が発注した業務の実績を収集し、データベース化して発注機関及び受注企業へ情報提供するため、発注機関が登録内容を確認した上で、業務の受注企業が業務の実績を登録するシステムである。

契約金額 100万円以上の業務に対して、受注、変更、完成及び訂正時に、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15日以内に実績データを業務実績情報システムへ登録することを義務付けている。

(キ) 樹木の伐採の積算

「街路樹維持業務委託共通仕様書」によれば、街路樹の伐採作業については、クレーンによる機械施工を優先し、機械が使用できない場合は人力施工による伐採（切り倒し）又は吊し切り伐採を行うこととされている。しかしながら、機械が使用できる場所で、吊し切り伐採として計上していた。

（保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所）【改善済み】

(ク) 鉄道事業者との年度協定

「鉄道事業者への委託工事の手引き」によれば、鉄道事業者に工事を委託する場合の年度協定\*は年度内で完了させることが原則であるが、やむを得ず工期を翌年度に延伸する場合は、年度協定ごとの出来高の把握が適切に行えるよう、同一施行箇所における同一工種の工期を重複させないこととされている。しかしながら、前年度から延期している委託と当該年度の委託の工期が重複し、かつ各年度の施行内容を同一内容として協定書に表記していた。

（道路局建設課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

保土ヶ谷区、緑区、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び水道局は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を区局内（区土木事務所は全土木事務所）で周知するとともに、翌年度に区局内に異動してくる者への周知計画を立てた。

\* 年度協定

鉄道事業者に委託する工事が長期間にわたる場合、工事全体の執行内容について「工事施行協定」（基本協定）として定めるとともに、各年度に実施する工事内容、費用、支払方法、工程等を「年度協定」により確定し、当該年度分の工事の着手前に本市と鉄道事業者との間で締結する。

指摘事項等を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

#### 意見 1-(4) 変更等の契約手続の適正な執行に向けた取組

今回の監査においては、変更等の契約手続について特に注目した。

その結果、工事の変更等の契約手続において、設計変更の根拠が不明確なもの、設計変更の基本原則の範囲を超えて契約変更を行っているものなどが散見された。また、設計、調査、施設の維持管理等委託においても、変更契約を締結する前に、変更後の契約内容を履行させている事例が見受けられた。

特に競争入札により契約したものを安易に変更することは、競争入札に付した目的、趣旨を損なうものであって、原則として許されるものではない。

したがって、契約の内容を変更する場合は、その変更内容が、変更契約できるものかどうか慎重に判断するとともに、原則として事前に変更契約を締結する必要がある。

これらのことから、各区局においては、次の事項について改めて確認することが求められる。

- (1) 工事における設計変更の決定及び契約変更は、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができないこと。
- (2) 現場状況等によりやむを得ない工事の契約の内容の変更が生じた場合は、速やかに契約変更に至る手続を行う必要があること。
- (3) 委託契約においては、工事契約のような契約変更についての規定等は特になくことから、より慎重に行うことが必要であること。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 出資団体

財政援助団体等\*監査の対象となる団体は、公益的な事業の実施、サービスの提供等の役割を担っている。特に出資団体は、本市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体であり、本市との連携を十分に図りながら、市民サービスの向上に取り組むことが求められている。

今回の監査では、過年度の監査の実施状況等を考慮して、出資団体から横浜港埠頭株式会社（以下「埠頭（株）」という。）を選定し、財務諸表等の適正性などについて確認を行った。

また、埠頭（株）が指定管理者として管理している公の施設のうち、5施設を選定し、条例、本市との協定等に基づき適切に管理されているかなどの着眼点で確認を行った。

表 2-(1)-1 埠頭（株）の概要（平成30年7月現在）

所管課	港湾局物流運営課
出資比率	99.94%
出資額	282億 9,241万円
沿革	昭和42年 京浜外貿埠頭公団設立 昭和56年 財団法人横浜港埠頭公社設立 (京浜外貿埠頭公団の業務を承継) 平成23年 横浜港埠頭株式会社設立 (財団法人横浜港埠頭公社の業務を承継) 平成28年 横浜川崎国際港湾株式会社設立に伴いコンテナターミナル運営事業を同社に移管

※ 財政援助団体等

地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等監査の対象団体

(1) 財政援助団体

本市が補助金、交付金等の財政援助を与えている団体

(2) 出資団体

本市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体。出資比率が本市より他の自治体の方が高い団体と、事実上事業を終了した状況にある団体を除く、33団体を監査の対象としている。

(3) 公の施設の指定管理者

本市が公の施設の管理を行わせている団体

表2-(1)-2 埠頭(株)が指定管理者である公の施設(平成30年7月現在)

公の施設	物流等関連施設(295施設)
監査対象とした公の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出田町ふ頭バナナ1号上屋</li> <li>・ 出田町ふ頭バナナ上屋附属建物</li> <li>・ 本牧ふ頭総合ビル</li> <li>・ 本牧ふ頭C突堤労働者休憩所</li> <li>・ 本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設</li> </ul>

表2-(1)-3 指定管理の実施により達成すべき目標

基本協定書に記載されている達成すべき目標(要約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔軟な施設の使用調整、管理・運営の効率化</li> <li>・ 利用者ニーズ等の把握・利用者目線のサービス提供</li> <li>・ 港湾関係団体、本市及び諸官庁との連携等による信頼関係構築</li> <li>・ 適切な維持管理、効率的な修繕の実施</li> </ul>
--------------------------	--

表2-(1)-4 埠頭(株)の主な事業実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
外貿埠頭事業 <sup>※1</sup>	一般外航貨物定期船ふ頭	10ターミナル	10ターミナル	10ターミナル
物流等関連施設管理運営事業 <sup>※2</sup>	物流等関連施設	296施設	307施設	303施設
	上屋施設使用率 (うち出田町ふ頭)	62.5% (59.4%)	62.3% (59.4%)	59.0% (59.4%)
	(うち本牧ふ頭)	(59.8%)	(60.0%)	(61.9%)
	荷さばき地施設使用率 (うち出田町ふ頭)	65.7% (6.2%)	58.0% (7.3%)	57.5% (18.5%)
(うち本牧ふ頭)	(33.5%)	(28.3%)	(32.9%)	
環境整備基金事業 <sup>※3</sup>	稚魚放流	9万尾	9万尾	9万尾
	海底ゴミ回収	5.7トン	9.5トン	5.7トン
建設発生土受入事業 <sup>※4</sup>	土砂量	1,069千m <sup>3</sup>	429千m <sup>3</sup>	1,201千m <sup>3</sup>
当期損益(▲はマイナス)		2.6億円	▲1.2億円	▲14.2億円
本市との関係	貸付金残高	203.0億円	191.3億円	180.2億円
	委託 (うち指定管理料)	24.5億円 (5.1億円)	27.7億円 (4.9億円)	47.3億円 (5.0億円)

注 埠頭(株)の事業報告書等を基に監査事務局で作成

※1 外貿埠頭事業

埠頭及び関係施設の建設、維持補修、貸付け並びに管理を行う事業

※2 物流等関連施設管理運営事業

本市物流等関連施設の管理運営などを行う事業

※3 環境整備基金事業

海域環境の保全及び水生生物の維持管理培養を行う事業

※4 建設発生土受入事業

市内公共事業で発生する建設発生土の受入、海上運搬及び埋立てを行う事業

## ア 財務諸表等

財務諸表等については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

### 指摘事項 2-(1)-ア-1 固定資産の計上

固定資産の会計処理について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

平成29年度のレイアウト変更に伴い廃棄した固定資産について、会計上、除却の処理をしていなかった。

(埠頭(株))【改善済み】

表 2-(1)-5 除却の処理をしていなかった固定資産一覧

資産名	帳簿価額
パーテーション	1,349,626円
消防設備(スプリンクラー、火災報知器、非常放送設備)	636,177円
電気設備	563,688円
空調設備	362,052円
LAN配線	160,130円
ガラス扉	86,282円
カラーガラス	69,618円
ブラインド	68,303円
複合機	1円
合計	3,295,877円

#### 【対象団体が行った改善内容】

埠頭(株)は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を団体内に周知するとともに、翌年度に異動してくる者への周知計画を立てた。

### 指摘事項 2-(1)-ア-2 賞与引当金の計上

会計基準によれば、翌年度支払う見込みの賞与及びそれに係る社会保険料等の法定福利費のうち、当年度の勤務に係る額を賞与引当金として計上する必要があるとされている。しかしながら、賞与引当金の会計処理について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

平成29年度決算において、賞与引当金が約 14万円の過大計上であった。  
 (埠頭 (株))【改善済み】

表 2-(1)-6 賞与引当金の計上誤り一覧

原因	過大 (▲過小) 計上額
平成30年度採用予定者を算定対象者に含めた	167,053円
児童手当拠出金の算定に過去の料率を用いた	▲25,810円
合計	141,243円

【対象団体が行った改善内容】

埠頭 (株) は、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を団体内に周知するとともに、翌年度に異動してくる者への周知計画を立てた。

イ その他

現金の管理及び契約事務については、一部において、不適正な事例が見受けられた。

指摘事項 2-(1)-イ-1 現金の管理

現金の管理について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

金庫に保管している災害時緊急用資金について、平成27年4月以降、実査していなかった。

(埠頭 (株))【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

埠頭 (株) は、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を団体内に周知するとともに、翌年度に異動してくる者への周知計画を立てた。

指摘事項 2-(1)-イ-2 契約事務

契約事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適正な取扱いとなるよう改められたい。

廃棄物処理の許可を受けていない受託者との包括的なビル管理委託の仕様の中に、廃棄物処理事業者向けの仕様書を使っていた。

(港湾局保全管理課)

表 2-(1)-7 不備のあった委託仕様書の概要

委託内容	本牧ターミナルオフィスセンター管理業務
不備のあった仕様書	本牧ターミナルオフィスセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書 本牧ターミナルオフィスセンター一般廃棄物処理運搬業務委託仕様書
不備の概要	受託者は、廃棄物処理業の許可を受けておらず、自らは廃棄物処理を行うことができない。そのため、許可を受けた事業者に委託し、適正に廃棄物処理を行っていた。しかし、仕様書は、受託者が直接、廃棄物処理を行うことを求めるものとなっていた。

指摘事項等を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

#### 意見 2-1 指定管理の目標に対する評価指標の設定

本市と埠頭（株）との基本協定書の中には、指定管理の実施により達成すべき目標についても取決めがされている（73ページ参照）。しかしそれらは、「適切な維持管理」、「効率的な修繕」といった抽象的な記載内容で、目標の達成度を評価するような定量的・客観的な指標は定められていない。

今後は、目標の達成状況を客観的に評価・分析し、必要に応じて埠頭（株）に改善を指導するため、具体的な指標を検討、設定すること。

#### 意見 2-2 仕様書等の内容の確認・精査

本市が、個々の事業目的・状況を踏まえて作成すべき委託の仕様書等について一般的な汎用の様式をそのまま使用し、実態に合っていない事例が見受けられた。

このような事例が、今回の監査対象以外の施設でも発生していないか、確認すること。

また、今後は、具体的な業務に合わせて適切な仕様書等を作成すること。

### 3 行政監査（職員の健康管理）

近年、従業員の健康づくりを人的資本に対する「投資」と捉える「健康経営<sup>※</sup>」の考え方が広まっている。行政を担う職員が健康であることは市民サービスの向上につながることから、職員の健康づくりの支援、健康経営に取り組むため、事業者である横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。以下「市長部局」という。）（総務局）では職員の健康に関する計画を策定している。

そこで、市長部局の策定した計画の進行状況等について、監査を行った。

監査対象は市長部局に加え、市長部局とは独立した事業者である水道事業管理者（水道局）、交通事業管理者（交通局）及び病院事業管理者（医療局病院経営本部）の4局本部を選定した。また、本市常勤職員（教職員を除く。）の保険者である横浜市職員共済組合に対して関係人調査を実施した。

表 3 - 1 監査対象とした事業者

事業者	所管課
市長部局	総務局職員健康課
水道事業管理者	水道局人事課
交通事業管理者	交通局人事課
病院事業管理者	医療局病院経営本部人事課

なお、メンタルヘルスについては、発症の原因が個々の事象によって異なることに加え、計画に定めている目標が定性的であり、全体的な分析等がなじまないことから、行政監査の範囲対象外とした。

今回の監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- ・策定した計画に基づき、職員の健康の保持・増進について、責任職のマネジ

※ 健康経営

企業が従業員を経営資産と捉えて、従業員の健康づくりに取り組む考え方。特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

メントが有効に行える仕組みになっているか。

- ・策定した計画に基づき、職員の健康の保持・増進のために、組織として効果的な取組が行われているか。
- ・横浜市職員共済組合と情報を共有し、連携を取って効果的な取組が行われているか。

監査に当たっては、所管課への書類確認、ヒアリングを行った。

さらに、監査委員による実地監査（平成30年12月12日実施）において、総務局職員健康課に対して、職員の健康保持に関する計画等、定期健康診断（以下「定期健診」という。）の受診結果及び事後措置並びに特定健康診査※（以下「特定健診」という。）の判定結果に対する対応について監査を行った。



総務局において、職員の健康管理に係る事務等についてヒアリングを行う監査委員

## (1) 職員の健康管理に関する本市の計画等

### ア 市長部局

平成26年度に実施した定期健診（水道局、交通局及び医療局病院経営本部（平成26年度まで病院経営局）を除く。）の総合判定では、「異常なし」と判定された職員は 18.2%にとどまり、身体面での健康課題があった。また、平

#### ※ 特定健康診査

いわゆるメタボ健診。40歳以上を対象に、糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の発症リスクが高い状態にあるかどうかを判定するための健康診査

成26年度に実施した特定健診の結果、特定保健指導<sup>※1</sup>が必要と判定された職員の特定保健指導実施率も 5.3%にとどまるなど、職員の健康に関する意識・環境に課題があった。こうした健康課題を背景として、健康経営の理念に基づく職員の健康づくりの支援に取り組むため、本市は平成28年3月に「横浜市職員健康ビジョン」（以下「健康ビジョン」という。）を策定した。健康ビジョンでは目指す姿として、①全職員が自分に合った健康行動を実践している、②全責任職が健康経営の視点からマネジメントを実践している、③全職員がいきいきと働ける職場づくりができています、という3点を掲げている。

また、健康ビジョンでは、身体の健康、こころの健康、それぞれにおいて一次予防（健康増進及び疾病予防）、二次予防（定期健診後等の受診勧奨などの事後支援による疾病の早期発見・早期治療）、三次予防（復職支援・再発予防）の取組を行うとともに、事業者として保険者である横浜市職員共済組合と連携し、横浜市職員共済組合が推進するデータヘルス計画<sup>※2</sup>と連動しながらコラボヘルス<sup>※3</sup>の取組も進めることとしている。

この健康ビジョンを組織的、計画的に進める基本計画として、図3-1のとおり、身体の健康づくりの取組のための「からだ計画（平成28年度～34年度）」、心の健康づくりの取組のための「こころ計画」を策定している。からだ計画は、二次予防及び三次予防の取組に合わせて、一次予防の取組を重視した計画となっている。

---

※1 特定保健指導

特定健診の結果、腹囲が男性で85cm以上・女性で90cm以上又はBMIが25以上の者で、かつ、血糖・脂質・血圧のいずれか基準値外であれば生活習慣改善のための特定保健指導の対象となる。特定保健指導には、特定健診の結果により、保健師、管理栄養士等（以下「支援者」という。）の支援のもと対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を策定し、6か月の支援期間経過後に支援者が実績の評価を行う動機付け支援と、支援期間中、継続的に支援者が電話等で支援を実施する積極的支援がある。なお、特定保健指導の支援期間は平成30年度から「3か月以上」に改定されている。

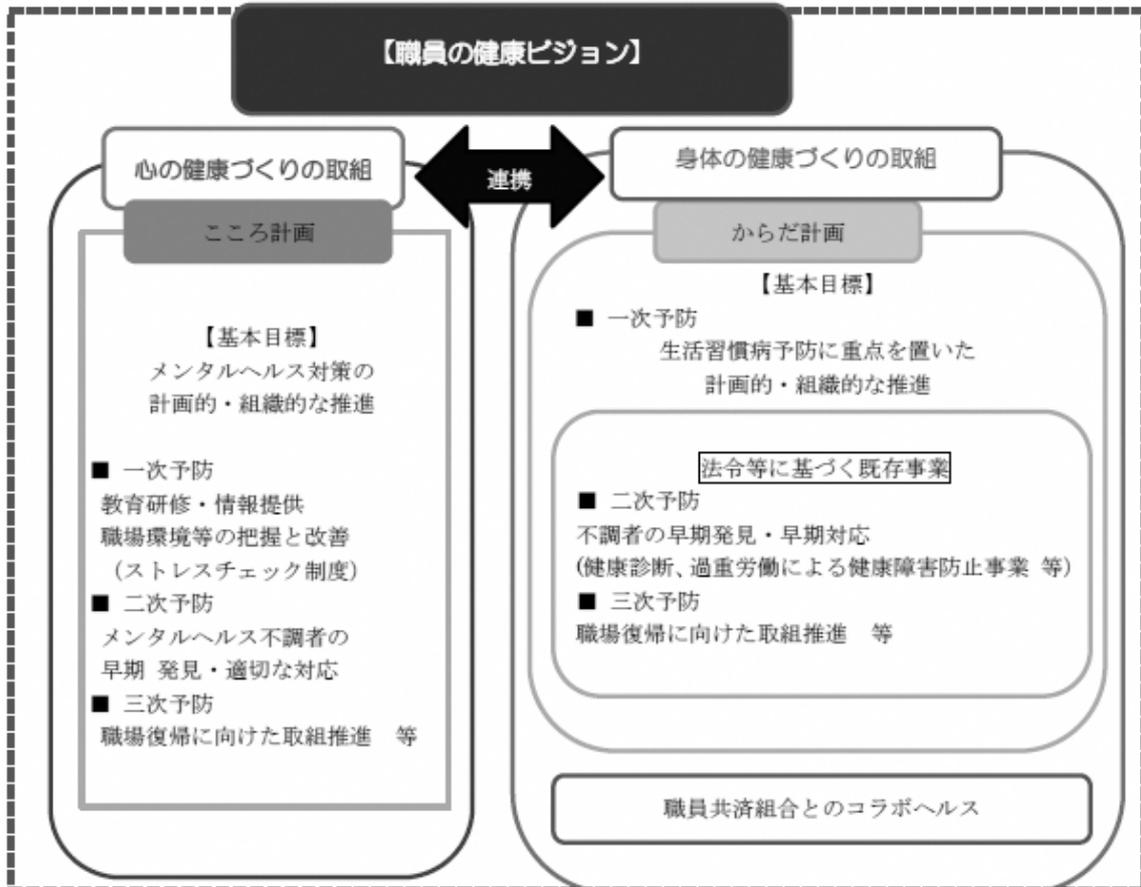
※2 データヘルス計画

医療機関が保険者に請求する医療報酬の明細書（レセプト）・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

※3 コラボヘルス

健康保険組合等の保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること、として厚生労働省が推進している取組

図3-1 健康づくりの取組の体系



出典：平成28年3月に総務局職員健康課が策定した健康ビジョン

## イ 市長部局以外

公営企業である水道局、交通局及び医療局病院経営本部については、健康ビジョン等の対象外となっている。中期的な計画について、水道局は独自に「水道局職員の健康づくり計画（平成28年度～31年度）」を策定しており、交通局でも健康に係る計画を策定中である。医療局病院経営本部については現時点で中期的な計画を策定していない。

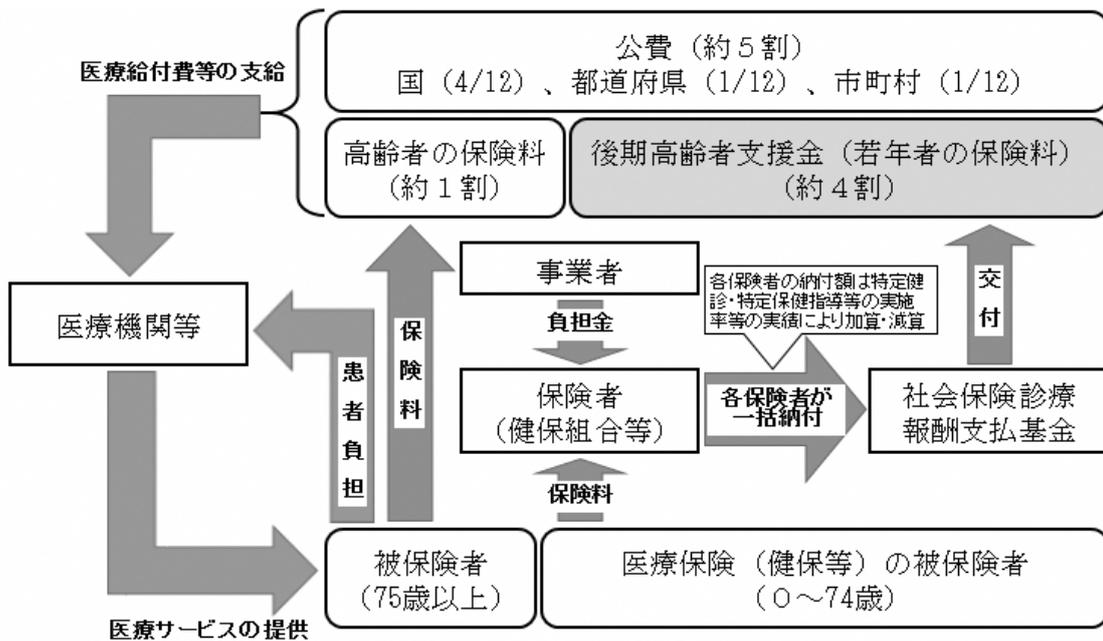
## ウ その他の計画

横浜市職員共済組合は第2期データヘルス計画を平成30年3月に策定している。データヘルス計画は、横浜市職員共済組合理事長（本市の副市長が兼務）、局長及び職員代表で構成される組合会等で内容を報告し意見を反映した上で策定されたものとなっており、そのなかで特定健診実施率、特定保健指導実施率等の目標を設定している。実施率の目標値は、平成35年度に、特定健診では90.0%（被扶養者等を除く職員では96.5%）、特定保健指導では

45.0%（被扶養者等を除く職員では 46.8%）としている。

後期高齢者医療制度に加入する 75歳以上の高齢者の医療費は図 3-2 のとおり、約 4 割を健康保険組合等（以下「健保組合等」という。）の保険者から拠出した後期高齢者支援金を財源としている。保険者から拠出する後期高齢者支援金は、事業者の負担金及び健保組合等の被保険者の保険料を財源としており、特定健診及び特定保健指導の実施率は、後期高齢者支援金の支払額に影響がある。

図 3-2 後期高齢者の医療費負担の仕組み



注 神奈川県後期高齢者医療広域連合ウェブページの図を基に監査事務局で作成

この後期高齢者支援金について、厚生労働省は、特定健診及び特定保健指導の実施率が低い保険者に対しては支援金を加算（ペナルティ）<sup>※1</sup>し、特定健診及び特定保健指導の実施率など総合評価の高い保険者に対しては支援金を減算（インセンティブ）<sup>※2</sup>する仕組みを導入している。

※1 加算（ペナルティ）

加算の指標は、特定健診及び特定保健指導の実施率を上げるため、平成30年度から対象範囲と加算率が見直されている。加算率は平成30年度から平成32年度にかけて段階的に引き上げられる。厚生労働省は平成33年度以降の対象範囲等は更に検討するとしている。加算対象になるかどうかは基本的には特定健診及び特定保健指導の実施率で決まるが、減算の指標で一定以上の取組が実施されている場合は加算対象としない。

※2 減算（インセンティブ）

減算の指標は、平成30年度からがん検診の実施状況や後発医薬品の使用促進に係るものなどの項目も追加され、総合的な取組を評価するよう見直されているが、特定健診及び特定保健指導の実施率に係る項目の配点が高くなっている。

加算（ペナルティ）と減算（インセンティブ）の関係は、実施率が低い保険者が拠出した加算（ペナルティ）分の総額が、減算（インセンティブ）の原資となっている。加算（ペナルティ）対象となった保険者が実施率を上げることで保険者全体の実施率が上がれば、今後、加算（ペナルティ）となる実施率の対象範囲も引き上げられることが想定される。

定期健診は実施主体が事業者であるのに対し、特定健診及び特定保健指導の実施主体は法律上、保険者となっているが、労働者の健康管理と生活習慣病の予防を着実に進めるために事業者と保険者が一体となって取組を進めていくことが国から求められている。

## (2) 本市の状況

### ア 実施主体

本市では実施主体が異なる定期健診と特定健診をそれぞれが実施しているのではなく、全ての事業者が保険者である横浜市職員共済組合と協力し、定期健診を実施する際に特定健診項目を併せて実施する方式を採用している。

職員の定期健診の受診管理は各区局本部の衛生管理者\*が担っており、職員の健康管理に関する事項も衛生管理者の役割となっている。

衛生管理者の平成29年度の配置数及び衛生管理者一人当たり職員数は表3-2のとおりである。

表3-2 平成29年度衛生管理者の配置数及び一人当たり職員数

(単位：人)

	市長部局	水道局	交通局	医療局病院経営本部
人数	254	32	26	6
一人当たり職員数	95	52	99	292

#### \* 衛生管理者

労働安全衛生法で一定規模の事業場に設置が義務付けられる、労働環境の管理、労働者の健康管理等を担当する者。本市では職員の定期健診の結果等に関する情報を管理している。労働者数に対して法令上で求められる衛生管理者の数は次の表のとおり

労働者数	50人以上	201人以上	…	3,001人以上
衛生管理者の数	1人	2人	…	6人

## イ 定期健診

市長部局、水道局、交通局及び医療局病院経営本部の定期健診の過去3か年の受診率は表3-3のとおりである。

水道局及び交通局は全員が受診を完了しており、市長部局は一部受診ができていない職員がいるもののほぼ100%を維持している。医療局病院経営本部は平成27年度から下落傾向にある。

表3-3 定期健診の受診率

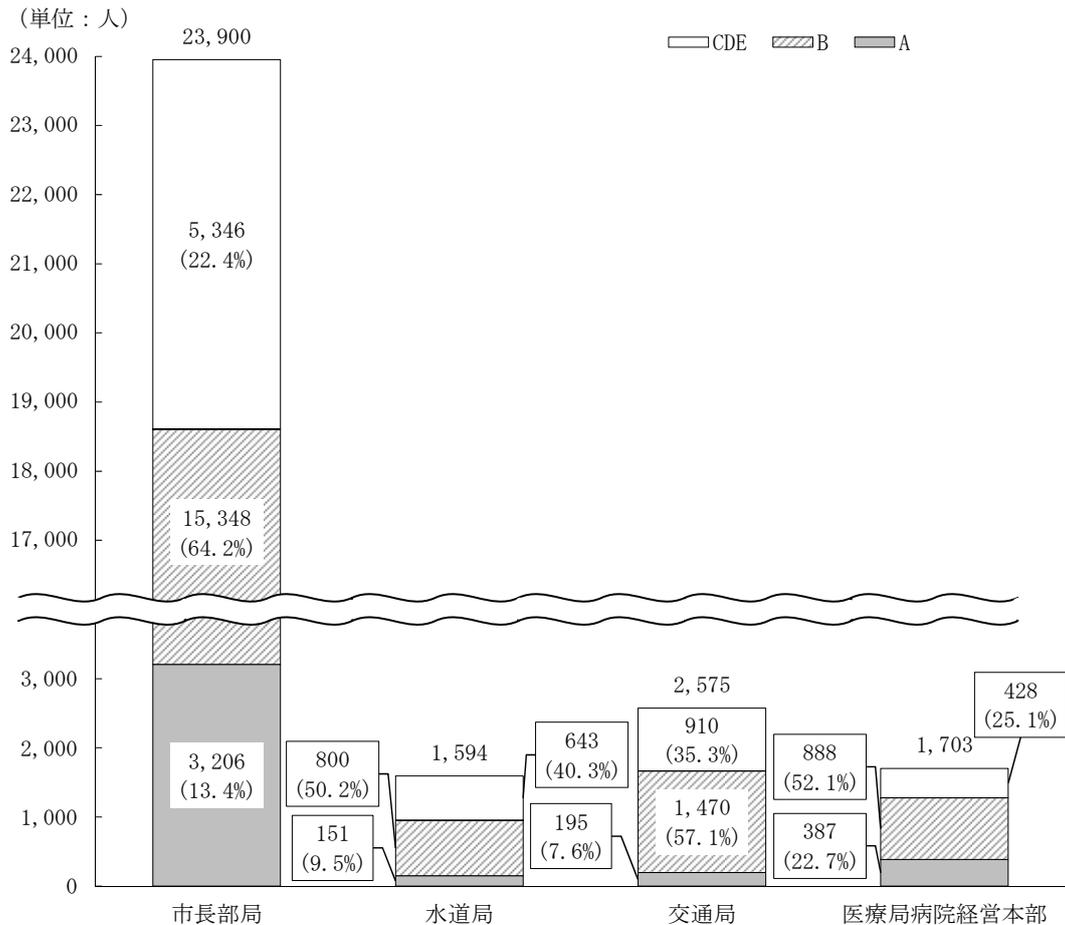
(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市長部局	99.8	99.9	99.9
水道局	100	100	100
交通局	100	100	100
医療局病院経営本部	98.6	98.5	97.3

平成29年度定期健診の総合判定割合は図3-3のとおりである。

判定基準のAは異常なし、Bは要注意（受診は必要ないが生活習慣の改善や経過観察が必要な者）、CDEは受診又は治療が必要な者、となっている。

図 3-3 平成29年度定期健診の総合判定割合



CDEの比率が最も低い市長部局でも2割以上の職員がCDEと判定されており、市長部局、水道局及び交通局ではBまで含めると9割程度の職員が基準値の範囲外となっている。

また、本市の定期健診の事後支援の取組として、定期健診結果に基づく再検査や治療を主な目的として、定期健診の各検査項目の判定<sup>※1</sup>がCDE判定となった者のうち産業医が必要と認めた者等<sup>※2</sup>に対し、医療機関で受診した

※1 定期健診の各検査項目の判定

各事業者の判定基準の区分は、次の表のとおり事業者ごとに若干の違いがあるものの、各検査項目の判定基準の値はおおむね同様の区分となっている。

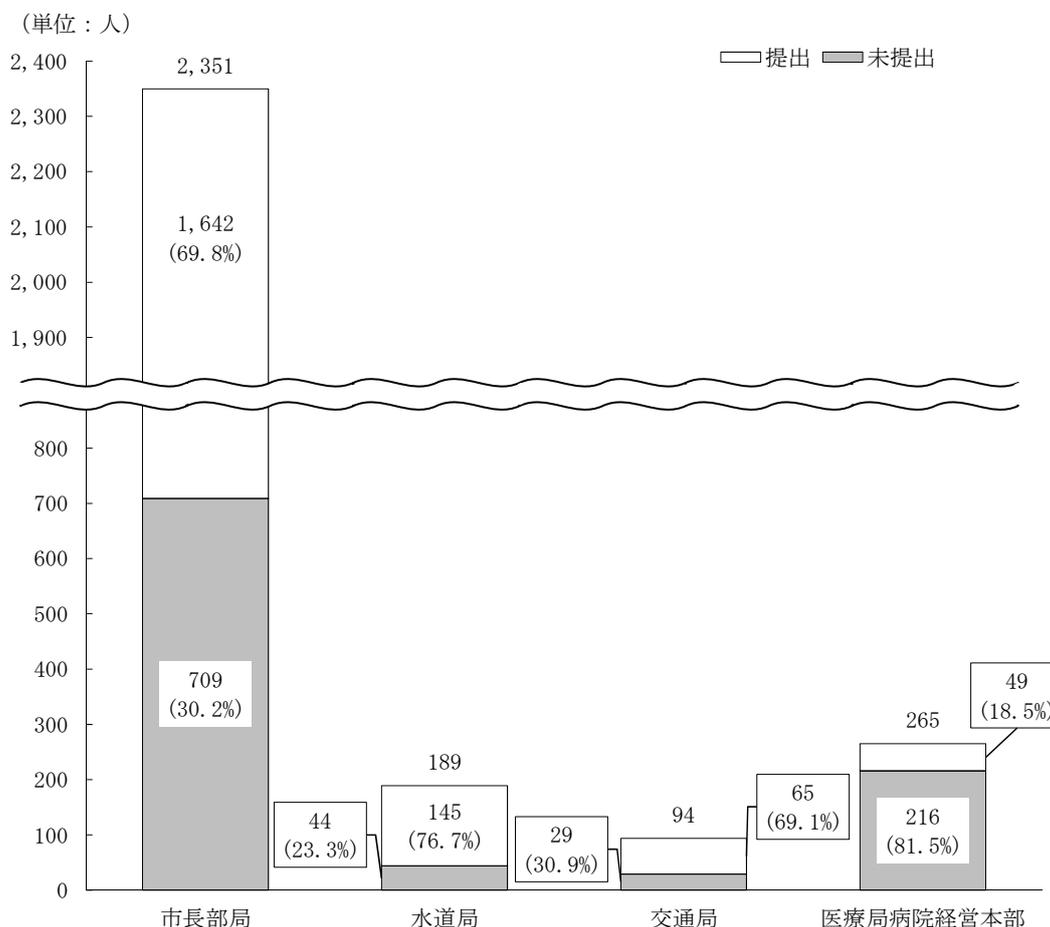
	A	B	C	D	E
市長部局	基準値	要注意	要受診	要治療	緊急連絡
水道局	基準値	要注意	受診勧奨	受診確認	緊急連絡
交通局	基準値	経過観察	要精密検査	要受診	緊急連絡
医療局病院経営本部	基準値	要注意	要受診	要治療	緊急連絡

※2 産業医が必要と認めた者等

交通局の受診結果報告書発行対象者はDE判定となった者であるなど、事業者により受診結果報告書発行対象者の範囲に若干の違いがある。

結果を報告させる様式（受診結果報告書）を発行し、医療機関の受診及び受診結果報告書の提出を勧奨している。受診結果報告書の平成29年度の提出数及び提出率は図3-4のとおりである。

図3-4 平成29年度受診結果報告書の提出数及び提出率



全ての事業者は、受診結果報告書の未提出者に対して提出の勧奨を行っている。水道局の提出率が最も高く 76.7%であるのに対し、医療局病院経営本部では提出率が2割に満たない状況である。

水道局では、水道局職員の健康づくり計画において、受診結果報告書の提出率の目標値を 100%としている。人事課が総括安全衛生管理者でもある各所属長<sup>※</sup>に受診結果報告書発行対象者名簿を送り、受診勧奨及び受診結果報告書の提出の勧奨を依頼している点が他の事業者とは異なる仕組みとなっている。

<sup>※</sup> 総括安全衛生管理者でもある各所属長  
各事業所の所属長は総括安全衛生管理者となっているが、本局の一部の所属長については総括安全衛生管理者になっていない。

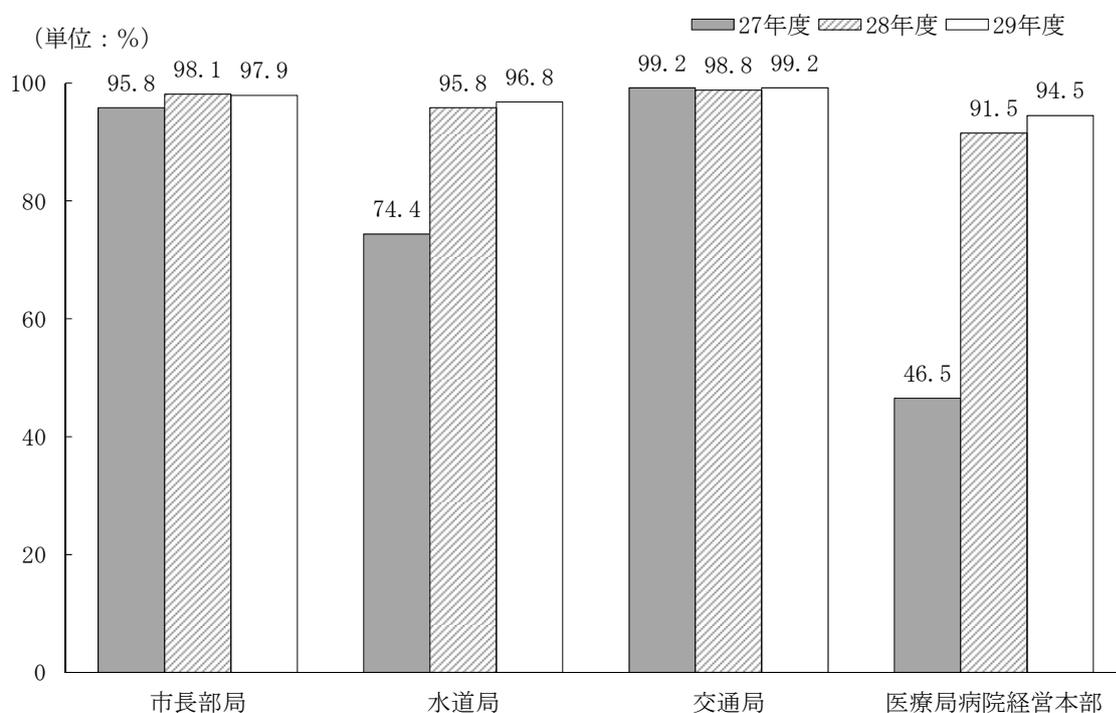
市長部局では、からだ計画において、水道局と同様受診結果報告書の提出率の目標値を100%としているが、提出率が約7割にとどまっていることから、提出率改善に向けて平成30年度から文書による再々勧奨を実施している。

## ウ 特定健診

市長部局、水道局、交通局及び医療局病院経営本部の特定健診の過去3年の受診率は図3-5のとおりである。

平成27年度から平成28年度にかけて水道局及び医療局病院経営本部の受診率が改善しているのは、糖代謝検査項目に空腹時血糖だけでなくHbA1c※を追加したことなどによる効果と考えられる。

図3-5 特定健診の受診率<sup>注1</sup>



注1 横浜市職員共済組合が国に報告したデータに基づく区局本部別データより（横浜市職員共済組合提供）。特定健診では健診必須項目全てを受診していない場合、受診者と判定されないため、表3-3定期健診の受診率とは相違が発生する。国への報告時（特定健診受診の翌年10月）の事業者で分類されているため、職員が異動により特定健診受診時と特定保健指導終了時で区局本部が異なる場合、終了時の事業者で分類されている。また、報告時の退職者等資格喪失者はデータから除いている。

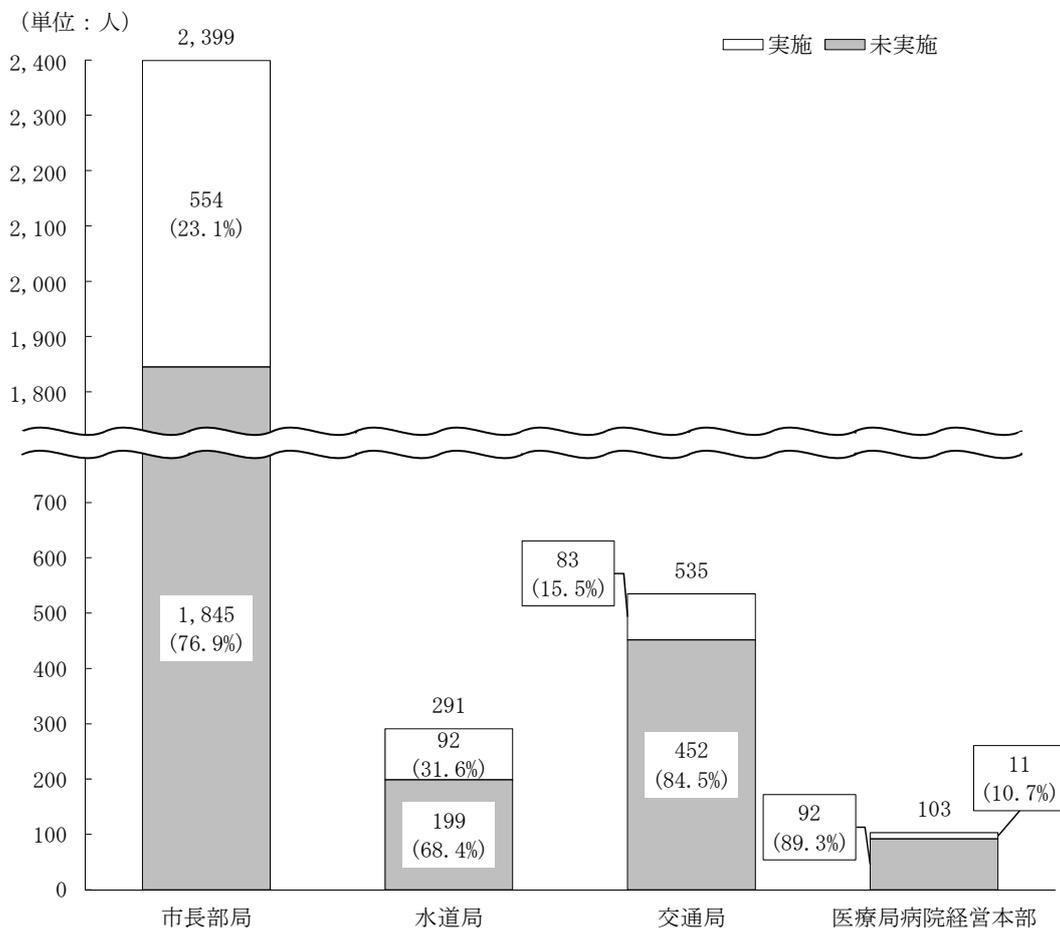
注2 本表においては、市長部局の一局である医療局分は医療局病院経営本部分に含めたものとしている。

※ HbA1c

ブドウ糖と結びついたヘモグロビンを測定する項目。血糖値検査と異なり、1～2か月前の血糖値を反映するため、検査前に食事をしていても検査することが可能

平成29年度特定健診に基づく特定保健指導対象者数及び特定保健指導実施率は図3-6のとおりである。

図3-6 平成29年度特定保健指導対象者数及び特定保健指導実施率<sup>注1</sup>



注1 横浜市職員共済組合が国に報告したデータに基づく区局本部別データより（横浜市職員共済組合提供）。国への報告時（特定健診受診の翌年10月）の事業者で分類されているため、職員が異動により特定健診受診時と特定保健指導終了時で区局本部が異なる場合、終了時の事業者で分類されている。また、報告時の退職者等資格喪失者はデータから除いている。

注2 本表においては、市長部局の一局である医療局分は医療局病院経営本部分に含めたものとしている。

国が平成35年度（2023年度）時点で求める特定保健指導実施率 45%以上と比べて、いずれの事業者も低い水準にとどまっている。

特定保健指導対象者への特定保健指導利用の通知は、特定保健指導の実施主体である横浜市職員共済組合が、原則、事業者を介さずに直接行っているが、水道局及び交通局は事業者として次のような取組を行っている。

水道局は、人事課が総括安全衛生管理者でもある各所属長に特定保健指導

対象者名簿を送り、特定保健指導受診希望者のとりまとめを依頼し、各所属長は衛生管理者とともに個別に勧奨している。また、横浜市職員共済組合が特定保健指導を実施できるように会場提供に協力している。

交通局は、特定保健指導対象者に対して衛生管理者から個別に勧奨し、本人の同意後、スケジュール管理担当者に依頼して特定保健指導を勤務予定に組み込んでいる。さらに、乗務員が利用しやすいように、各営業所で横浜市職員共済組合が特定保健指導を実施できるように会場提供に協力している。

市長部局では一部の局においては、特定保健指導を実施するための会場提供に協力するなど取組を始めているが、全市的な取組に至っていない。また特定保健指導対象者に対して全市的な取組として個別に勧奨してはいない。

なお、特定健診及び特定保健指導の実施率について政令指定都市平均<sup>※</sup>と比較したものが表3-4である。平成28年度の特定健診の実施率は、平均96.9%に対し本市が97.6%と上回っているが、特定保健指導の実施率は、平均23.5%に対し本市が12.4%と大きく下回っている。

表3-4 平成28年度特定健診及び特定保健指導の実施状況（組合員）

	特定健診		特定保健指導	
	対象者数	受診率	対象者数	実施率
指定都市職員共済組合 <sup>注</sup>	105,659人	96.9%	20,362人	23.5%
横浜市職員共済組合	16,703人	97.6%	3,406人	12.4%

注 全国市町村職員共済組合連合会がとりまとめた各共済組合の一覧より指定都市職員共済組合の10組合（札幌市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）の数値を抽出して算出

## エ その他の取組

交通局ではこれらの法定検査項目以外の検査として、バスの運転手による事故原因として昨今報道されることが多い睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査を、国交省が公表している「自動車運送事業者におけるSAS対策マニュアル」に基づき実施している。運用に当たってはバスの運転手及び地下鉄の運転士（以下「運転手等」という。）を3つのグループに分け、3年で全運転手等が受診する仕組みとし、状況は表3-

※ 政令指定都市平均

全政令指定都市の平均値ではなく、地方公務員等共済組合法第3条第1項第5号に基づき指定都市職員共済組合を設けている政令指定都市の平均値である。

5のとおりである。

表3-5 平成29年度SASスクリーニング検査実施状況

	対象者数（人）	割合（％）
正常	294	50.2
軽症	237	40.4
中等度	47	8.0
重症	8	1.4
合計	586	100

SASスクリーニング検査の結果、中等度又は重症と判定された運転手等は精密検査を追加受診する必要がある。精密検査の結果は表3-6のとおりである。

表3-6 平成29年度精密検査受診状況

（単位：人）

		SASスクリーニング検査結果
		中等度又は重症
精密検査	重症	33
	中等症	12
	軽症	8
	正常範囲	1
	その他	1
	合計	55

中等症又は重症と判定された運転手等についてはCPAP<sup>※</sup>等の治療を実施しており、平成30年10月1日現在、就業制限等は実施していない。

※ CPAP  
シーパップと読む。睡眠時に気道を広げる機器を装着し、無呼吸を防止する治療法

### (3) 課題

監査の結果、受診結果報告書の提出率及びコラボヘルスについて、課題が見受けられた。

#### ア 受診結果報告書の提出率について

市長部局の受診結果報告書の提出率はここ数年 70%程度にとどまっており、改善が見られない状況が続いている。

市長部局における受診結果報告書の提出を求める仕組みは、事業者から衛生管理者を経由した文書による勧奨である。また、受診結果報告書の提出の有無に関して衛生管理者は把握していない。

仮に、衛生管理者が受診結果報告書の提出の有無を把握し、個別の勧奨を担うとしても、表3-2のとおり、衛生管理者一人当たり職員数が約100人近いことから、衛生管理者による取組も実効性は期待できない。

これらのことから、現在の仕組みでは、提出率の改善は見込めないと考えられる。

そこで、健康ビジョンに着目すると、管理監督者である責任職に対して、健康経営の理念を尊重し、職員の心身の健康に配慮する意識と行動を求めている。しかし、現状では、その仕組みは具体化されていない。

#### イ コラボヘルスについて

特定保健指導について、水道局における総括安全衛生管理者である責任職が衛生管理者と協力した個別勧奨や、交通局における勤務体制への組み込みなど、事業者としての組織的な取組が見られる。こうした取組により、水道局の特定保健指導の実施率は比較的高いものとなっている。

市長部局では、健康ビジョンにおいてコラボヘルスの取組を進めるとしているが、特定保健指導に関しては全体的な啓発や一部の局における会場提供等にとどまっている。特定保健指導の実施率の向上に向けては、コラボヘルスを十分に機能させる必要がある。

また、今後、他の健保組合等の特定保健指導実施率が向上することが想定され、本市の特定保健指導実施率が低いままでは、横浜市職員共済組合の支払う後期高齢者支援金が加算（ペナルティ）の対象になる可能性がある。そのような場合、その半額は図3-2のとおり、事業者による負担となり、その負担は税金を原資としたものであることを認識しておく必要がある。

課題等を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

**意見3 職員の健康管理に向けた取組**

市長部局は、健康ビジョンで示している「最も重要な経営資源は人である」という理念と、目指す姿として「全責任職が健康経営の視点からマネジメントを実践している」という目標達成のため、現状を分析した上、責任職からのマネジメントをどのような方法で行い、どのような仕組みを構築するのかについて検討し整理すること。

また、保険者が策定したデータヘルス計画では、コラボヘルスの推進が不可欠とされており、各事業者はこの計画の策定過程に関与している。しかし、その取組は不十分な状況であるため、特に特定保健指導においては、国の目標を達成できるよう、各事業者は、保険者と連携した取組をより一層進めること。

## 巻末表（監査対象一覧等）

1	財務監査	
	表 1 - 1	指定管理者制度事務、補助金事務及び経理事務等に係る監査対象一覧・・・ 94
	表 1 - 2	工事に係る監査対象一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
2	財政援助団体等監査	
	表 2 - 1	指定管理者制度事務に係る監査対象団体等一覧・・・・・・・・ 97
	表 2 - 2	補助金事務に係る監査対象団体等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
	表 2 - 3	出資団体に係る監査対象団体等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
3	行政監査	
	表 3	監査対象一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
4	その他	
	表 4	監査委員による実地監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

# 1 財務監査

表 1-1 指定管理者制度事務、補助金事務及び経理事務等に係る監査対象一覧

区局本部	指定管理者制度事務	補助金事務	経理事務等 ※1…自己点検に係る点検事務 ※2…自己点検に係る管理事務 ※3…内部統制制度に係る事務
保土ヶ谷区	福祉保健課		総務課（※1及び※2を含む） 区政推進課 ※支払遅延に関しては全課対象
緑区	福祉保健課		総務課（※2を含む） 区政推進課 地域振興課（※1） 生活支援課（※1） 緑土木事務所（※1） ※支払遅延に関しては全課対象
戸塚区	福祉保健課		総務課（※1及び※2を含む） 地域振興課 ※支払遅延に関しては全課対象
政策局	共創推進課		総務課（※1及び※2） 政策課 共創推進課 ※支払遅延に関しては全課対象
総務局			危機管理課 総務課（※1及び※2） コンプライアンス推進課（※3） 職員健康課 行政・情報マネジメント課（※3） ※支払遅延に関しては全課対象
財政局			総務課（※1、※2及び※3を含む） 徴収対策課 ※支払遅延に関しては全課対象
国際局		国際連携課	政策総務課（※1及び※2） 国際連携課 国際協力課 ※支払遅延に関しては全課対象
市民局		スポーツ振興課	総務課（※2） 人権課 地域活動推進課（※1） 広報課 窓口サービス課（※1） ※支払遅延に関しては全課対象
文化観光局	観光振興課	創造都市推進課	企画課 総務課（※1及び※2） M I C E 振興課 ※支払遅延に関しては全課対象
経済局		国際ビジネス課 経営・創業支援課	総務課（※2） 企画調整課 ライフイノベーション推進課 （※1） 商業振興課 消費経済課（※1） ※支払遅延に関しては全課対象

区局本部	指定管理者制度事務	補助金事務	経理事務等 ※1…自己点検に係る点検事務 ※2…自己点検に係る管理事務 ※3…内部統制制度に係る事務
こども青少年局			総務課（※2） 青少年相談センター 三春学園 ※支払遅延に関しては全課対象
健康福祉局	障害福祉課 地域支援課 高齢在宅支援課 地域包括ケア推進課	障害支援課	総務課（※1及び※2） 福祉保健課 保険年金課 ※支払遅延に関しては全課対象
医療局		医療政策課	総務課（※2） ※支払遅延に関しては全課対象
医療局病院経営本部			病院経営課（※1及び※2） 脳卒中・神経脊椎センター総務課 脳卒中・神経脊椎センター医事課
環境創造局		北部農政事務所 南部農政事務所 農政推進課	経理経営課（※2） 動物園課（※1を含む） 南部水再生センター（※1を含む） ※支払遅延に関しては全課対象 （一般会計のみ）
資源循環局			総務課（※1及び※2） 処分地管理課 旭工場 ※支払遅延に関しては全課対象
建築局			総務課（※1及び※2） 都市計画課 市営住宅課 ※支払遅延に関しては全課対象
都市整備局		都心再生課	総務課（※1及び※2） 企画課 みなとみらい21推進課 ※支払遅延に関しては全課対象
道路局			総務課（※1及び※2） 道路調査課 横浜環状北西線建設課 ※支払遅延に関しては全課対象
港湾局	賑わい振興課		総務課（※2） 政策調整課（※1及び※2） 客船事業推進課 管財第一課 管財第二課（※1） ※支払遅延に関しては全課対象 （一般会計のみ）
消防局			総務課（※2） 消防団課 救急課（※1） 鶴見消防署 中消防署（※1） ※支払遅延に関しては全課対象

区局本部	指定管理者制度事務	補助金事務	経理事務等 ※1…自己点検に係る点検事務 ※2…自己点検に係る管理事務 ※3…内部統制制度に係る事務
水道局			経理課（※2） 給水維持課（※1を含む） 計画課（※1を含む）
交通局			経営企画課（※2） 港北営業所（※1を含む） 車両課（※1を含む）
教育委員会事務局	国際教育課	健康教育課	総務課（※1及び※2） 指導企画課 高校教育課 ※支払遅延に関しては全課対象
選挙管理委員会事務局			選挙課（※1及び※2を含む） ※支払遅延に関しては全課対象
監査事務局			監査管理課（※2を含む） 財務監査課（※1） ※支払遅延に関しては全課対象

表 1-2 工事に係る監査対象一覧

区局	工 事 ※…技術的な調整に係る事務
保土ヶ谷区	保土ヶ谷土木事務所
緑区	緑土木事務所
戸塚区	戸塚土木事務所
環境創造局	技術監理課（※）、環境エネルギー課、環境活動支援センター、公園緑地整備課、北部公園緑地事務所、南部公園緑地事務所、会場整備課、管路保全課、管路整備課、下水道建設事務所、神奈川水再生センター、南部水再生センター、北部下水道センター、下水道施設整備課、下水道設備課
資源循環局	業務課、街の美化推進課、産業廃棄物対策課、施設課、施設計画課（※を含む）、旭工場
建築局	営繕企画課（※）、違反对策課、施設整備課、電気設備課、機械設備課
都市整備局	市街地整備調整課（※）、都心再生課、みなとみらい21推進課、防災まちづくり推進課、金沢八景駅東口開発事務所
道路局	技術監理課（※）、事業推進課、施設課、建設課、橋梁課、横浜環状北西線建設課、横浜環状道路調整課、河川管理課、河川事業課
港湾局	賑わい振興課、客船事業推進課、建設第一課（※を含む）、建設第二課、保全管理課
水道局	技術監理課（※）、三ツ境水道事務所、洋光台水道事務所、配水課、北部方面工事課、南部方面工事課、設備課、西谷浄水場、小雀浄水場、水道記念館、計画課、建設課、工業用水課
交通局	電気課、新羽保守管理所、川和保守管理所、施設課（※を含む）、建築課、建設改良課

## 2 財政援助団体等監査

表 2-1 指定管理者制度事務に係る監査対象団体等一覧

団体名	区局課名
社会福祉法人朋光会	保土ヶ谷区福祉保健課
社会福祉法人神奈川県匡済会	緑区福祉保健課
社会福祉法人であいの会	戸塚区福祉保健課
丹青社・東急コミュニティ共同事業体	文化観光局観光振興課
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	健康福祉局障害福祉課
商船三井興産株式会社	港湾局賑わい振興課
公益財団法人横浜市国際交流協会	教育委員会事務局国際教育課

表 2-2 補助金事務に係る監査対象団体等一覧

団体名	局課名
公益財団法人横浜企業経営支援財団	国際局国際連携課 経済局国際ビジネス課、経営・創業支援課
横浜シーサイドトライアスロン大会実行委員会	市民局スポーツ振興課
一般社団法人全日本ジュニア体操クラブ連盟	
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	文化観光局創造都市推進課 都市整備局都心再生課
社会福祉法人訪問の家	健康福祉局障害支援課
公益社団法人横浜市病院協会	医療局医療政策課
寺家ふるさと村四季の家管理運営委員会	環境創造局北部農政事務所、南部農政事務所、農政推進課
舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会	
横浜市学校保健会	教育委員会事務局健康教育課

表 2-3 出資団体に係る監査対象団体等一覧

団体名	局課名
横浜港埠頭株式会社	港湾局政策調整課、物流運営課、管財第二課、保全管理課

### 3 行政監査

表3 監査対象一覧

事業者	局課名
市長部局	総務局職員健康課
水道事業管理者	水道局人事課
交通事業管理者	交通局人事課
病院事業管理者	医療局病院経営本部人事課

### 4 その他

表4 監査委員による実地監査

実施日	対象区局等	主な内容	担当監査委員
平成30年 12月12日	環境創造局 舞岡ふるさと村虹の家 管理運営委員会	○補助金事務 ・所管課の補助金交付、履行確認事務について ・補助金交付先団体の事業執行状況について ・事業の効果検証について ・事業の見直し等について  <監査対象補助金> 横浜ふるさと村総合案内所管理運営事業補助金	中家委員 田野井委員
	総務局	○職員の健康管理 ・職員の健康保持に関する計画等について ・定期健康診断の受診結果と事後措置について ・特定健康診査の判定結果に対する対応について	藤野委員 本間委員 加藤委員
平成30年 12月18日	教育委員会事務局 公益財団法人 横浜市国際交流協会	○指定管理者制度事務 ・施設の管理運営における目標設定、評価等について ・施設の管理運営の実施状況について  <監査対象施設> 横浜市国際学生会館	本間委員 田野井委員
	総務局 財政局	○経理事務等 ・経理事務の自己点検について ・支出事務について ・内部統制制度導入に向けた取組状況について	藤野委員 中家委員 加藤委員